

長期遺家族サポート制度『あんしん』

注目 医療費支援制度が新設されました！
内容のご確認をお願いします！

※詳細はP37～39に記載しております。



● 手ごろな掛金で充実した保障

相互扶助のしくみで運営されており、掛金がお手ごろです。

● 毎年見直しができ、手続きが簡単

ライフスタイルの変化に応じて、必要な保障を、毎年手軽に見直せます。

● 配当金で実質負担を軽減

1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。



【契約概要】・【注意喚起情報】はP7～13に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。
ご注意

申込締切日 | 2024年7月12日(金)

責任開始期
(加入日) | 2024年10月1日(火)

[契約者] 佐賀県学校生活協同組合

はじめに

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

については、各商品のページをご確認ください。



万
一
の備え

商品の名称

あんしん

年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付こども特約付
新・団体定期保険【生命保険】

商品の特長

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 保険金を一時金または年金として受け取ることができます。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、
剩余金が生じた場合)

ご加入いただける方

本人

佐賀県学校生活協同組合員で、17歳6ヶ月を
超え64歳6ヶ月までの方(継続は80歳6ヶ月
までの方)

配偶者

17歳6ヶ月を超えて64歳6ヶ月までの方(継続は80歳6ヶ月
までの方)

こども

2歳6ヶ月を超えて22歳6ヶ月までの方^{注☆}



病気・ケガ
への備え

医療費支援制度

家族特約付治療支援給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】

- 病気・ケガで1日以上の入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。

[年齢は2024年10月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

佐賀県学校生活協同組合員で、17歳6ヶ月を
超え69歳6ヶ月までの方(継続は79歳6ヶ月
までの方)

17歳6ヶ月を超えて69歳6ヶ月までの方(継続は79歳6ヶ月
までの方)

22歳6ヶ月までの方^{注☆}



就業不能
への備え

就業不能サポート制度

特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能
保障保険【生命保険】

- 病気やケガで働けない場合(就業不能状態)を保障します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保障します。

佐賀県学校生活協同組合員で、17歳6ヶ月を
超え64歳6ヶ月までの方(継続は69歳6ヶ月
までの方)

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)



重い病気
への備え

新・医療プラン 基本型

新・災害入院特約、疾病入院特約(2001)付代理請求特約[Y]付
集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

- 病気や不慮の事故を原因とした継続して5日以上の入院、所定の手術などを保障します。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院は、支払日数無制限です。

佐賀県学校生活協同組合員で、17歳6ヶ月を
超え64歳6ヶ月までの方(継続は79歳6ヶ月
までの方)

17歳6ヶ月を超えて64歳6ヶ月までの方(継続は79歳6ヶ月
までの方)

(ご加入いただけません)



病気・ケガ
への備え

短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】

- 病気やケガによる入院を保障します。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、
剩余金が生じた場合)

佐賀県学校生活協同組合員で、17歳6ヶ月を
超え64歳6ヶ月までの方(継続は69歳6ヶ月
までの方)

17歳6ヶ月を超えて64歳6ヶ月までの方(継続は69歳6ヶ月
までの方)

22歳6ヶ月までの方^{注☆}

注★☆は5ページをご確認ください。

はじめに

掲載
ページ

契約概要

注意喚起情報

P.15

あんしん

退職者専用あんしん

医療費支援制度

P.37

就業不能サポート制度

新・医療プラン 基本型

P.41

新・医療プランワイド

三大疾病保障制度

退職後継続制度

P.45

リビングリスク総合補償制度

短期療養収入補償制度

長期療養収入補償制度

P.49

ご注意いただきたいこと

三大疾病・
介護等への
備え

新・医療プランワイド

医療保険【損害保険】

親介護はP6をご確認ください。

重い病気
への備え

三大疾病保障制度

7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

万ー
の備え

退職後継続制度

リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

ケガ・日常生
活上のリスク
への備え

リビングリスク総合補償制度

天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険(青年アクティブ型)【損害保険】

休職
への備え

短期療養収入補償制度

天災補償特約付所得補償保険【損害保険】

商品の名称		商品の特長	ご加入いただける方		
			本人	配偶者	子ども
	新・医療プランワイド	<ul style="list-style-type: none"> ●三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾患の場合、上乗せして保障します。 ●所定の要介護状態になった場合、一時金を給付します。 	佐賀県学校生活協同組合員で、17歳6ヶ月を超え64歳6ヶ月までの方(継続は79歳6ヶ月までの方) ※「新・医療プラン 基本型」への加入が必要です。	17歳6ヶ月を超え64歳6ヶ月までの方(継続は79歳6ヶ月までの方)	(ご加入いただけません)
			[年齢は2024年10月1日現在の満年齢です。]	配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	
	三大疾病保障制度	<ul style="list-style-type: none"> ●7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。 ※特約の付加により保障内容が異なります。 ●余命6ヶ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約) 	佐賀県学校生活協同組合員で、17歳6ヶ月を超え64歳6ヶ月までの方(継続は79歳6ヶ月までの方) ※「あんしん」への加入が必要です。	17歳6ヶ月を超え64歳6ヶ月までの方(継続は79歳6ヶ月までの方)	(ご加入いただけません)
			[年齢は2024年10月1日現在の満年齢です。]	配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	
	退職後継続制度	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡、所定の高度障害を保障します。 ●退職後も保障を継続できます。 ●余命6ヶ月以内と判断されるときに保険金の前払請求が可能です。(リビング・ニーズ特約) 	佐賀県学校生活協同組合員で、17歳6ヶ月を超え64歳6ヶ月までの方 ※「あんしん」への加入が必要です。	17歳6ヶ月を超え64歳6ヶ月までの方	(ご加入いただけません)
			[年齢は2024年10月1日現在の満年齢です。]	配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	
	リビングリスク総合補償制度	<ul style="list-style-type: none"> ●急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。 ●日常生活における様々なリスクに対応します。 	佐賀県学校生活協同組合員で、17歳6ヶ月を超え64歳6ヶ月以下の方(継続は69歳以下の方) ^{注●} ※「あんしん」への加入が必要です。	17歳6ヶ月を超えて64歳6ヶ月以下の方(継続は69歳以下の方) ^{注●}	0歳以上22歳以下の方 ^{注●}
			[年齢は2024年10月1日現在の満年齢です。]		
	短期療養収入補償制度	<ul style="list-style-type: none"> ●病気やケガによる療養時の所得を補償します。 ●入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。 ●保険期間中に就業不能が発生しなかった場合、保険料の20%を返りいします。 	佐賀県学校生活協同組合員で、17歳6ヶ月を超え64歳以下の方 ※「あんしん」への加入が必要です。	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)
			[年齢は2024年10月1日現在の満年齢です。]		

注★●は5ページをご確認ください。

はじめに

掲載
ページ

契約概要

注意喚起情報

P.69

あんしん

退職者専用あんしん

医療費支援制度

就業不能サポート制度

新・医療プラン 基本型

新・医療プラン 追加給付型

新・医療プランワイド

三大疾病保障制度

退職後継続制度

リビングリスク総合補償制度

短期療養収入補償制度

ご注意いただきたいこと



長期休職
への備え

長期療養収入補償制度

精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険
【損害保険】

- 病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。

その他ご加入に
あたっての
注意事項

- 配偶者・こどもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・こどものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・こどもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同内容にて加入となります。
- 新・医療プランワイドのみのご加入はできません。新・医療プラン 基本型と同額にてご加入ください。
- 親介護(新・医療プランワイド)について、親のみのご加入はできません。本人の親は本人の新・医療プランワイドとセットで、配偶者の親は配偶者の新・医療プランワイドとセットでご加入ください。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

注☆：こどもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テスライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

ご加入いただける方		
本人	配偶者	こども
佐賀県学校生活協同組合員で、17歳6ヶ月を超える64歳以下の方 ※「あんしん」への加入が必要です。	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)

[年齢は2024年10月1日現在の満年齢です。]

新・医療プランワイド	本人・配偶者の親
親介護	本人および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、29歳6ヶ月を超える80歳6ヶ月までの方
	[年齢は2024年10月1日現在の満年齢です。]



ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

P.10

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
 - 加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。
 - 退職後継続制度については、ご加入者が一定年齢になられるまで継続してご加入いただくことが可能です。
 - その他の商品については、保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。
- また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料

主な保障内容

- 保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。



※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料【控除方法】

- 2024年10月分より毎月の給与から控除します。
ボーナス払はボーナスから控除します。(初回は2024年12月より)

3 配当金

- 配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)

あんしん 就業不能サポート制度 新・医療プラン 追加給付型

あんしん・新・医療プラン 追加給付型・就業不能サポート制度は、1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

- この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。ただし、退職後継続制度については、保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

[あんしん] [新・医療プラン 追加給付型] [医療費支援制度] [就業不能サポート制度] [新・医療プラン 基本型] [三大疾病保障制度] [退職後継続制度]

明治安田生命保険相互会社

[リビングリスク総合補償制度] [新・医療プランワイド] [短期療養収入補償制度] [長期療養収入補償制度]

明治安田損害保険株式会社

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。

責任開始期(加入日)



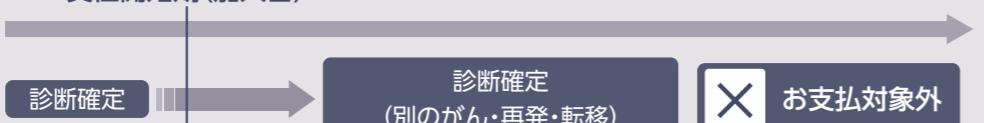
特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。

責任開始期(加入日)



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
 - ・責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したときなど

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。P.72

補償の重複について(損害保険)

- 既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。

P.89

2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.1をご参照ください。

【あんしん・新・医療プラン 追加給付型・医療費支援制度・就業不能サポート制度・新・医療プラン 基本型・新・医療プランワード・三大疾病保障制度・退職後継続制度・長期療養収入補償制度】
STEP1・2へお進みください。

【短期療養収入補償制度】

STEP1・2へお進みください。なお、職業・職務に関する告知もありますので、申込書でご確認ください。

【リビングリスク総合補償制度】

就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

STEP1 まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

1 本人

現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・こども・[本人・配偶者の親]

現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP つぎに、加入する商品ごとに

2 過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・子ども

あんしん 退職後継続制度	三大疾病保障制度 ●7大疾病保障特約 ●がん・上皮内新生物保障特約	新・医療プラン 追加給付型 医療費支援制度 就業不能サポート制度 新・医療プラン 基本型 新・医療プランワイド	短期療養収入補償制度 長期療養収入補償制度
過去12カ月以内の健康状態		過去3カ月以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 <small>(注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。</small>	
過去5年以内の健康状態		過去2年以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは 別表① 記載の病気により、連続して7日以上の入院をしたことはありません。	
現在までの健康状態		●三大疾病保障制度の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。 現在までの健康状態 ●申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。	

本人・配偶者の親

親介護

現在までの健康状態	●公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことではありません。
過去5年以内の健康状態	●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、 別表② 記載の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。(注)「治療」には指示・指導を含みます。 ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。
別表①	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
別表②	心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症

<あんしん・新・医療プラン 追加給付型・医療費支援制度・就業不能サポート制度・新・医療プラン 基本型・三大疾病保障制度・退職後継続制度の場合>
●企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<新・医療プラン 基本型・三大疾病保障制度・退職後継続制度の場合>
●引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額・保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

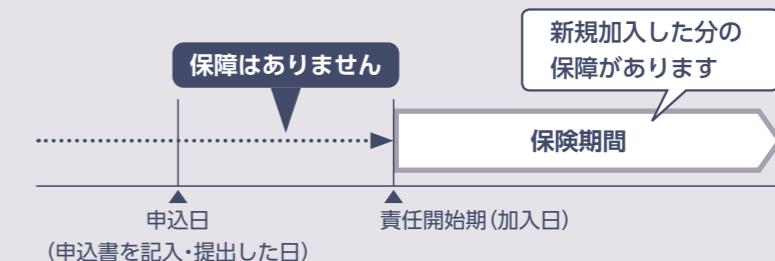
告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00

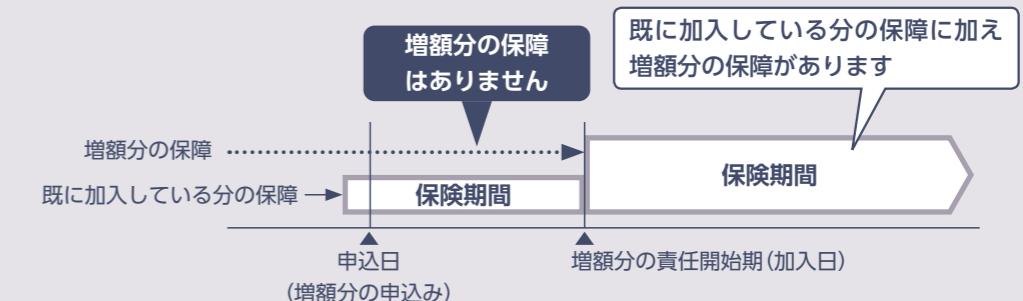
3 責任開始期(加入日)について

- お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。
- なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。
- 高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

新規加入したとき



既に加入している保障額を増やしたとき(増額したとき)



<あんしん・新・医療プラン 追加給付型・医療費支援制度・就業不能サポート制度・新・医療プラン 基本型・三大疾病保障制度・退職後継続制度の場合>

- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
 - この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。
- 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
 - 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。

上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 P.92 →

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。 P.12 →



意向確認
ご加入前の
ご確認

あんしんは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2024年10月1日(火)～2025年9月30日(火)

加入対象者 本人 配偶者 子ども

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 重い障害が残った場合、障害保険金・障害初期給付金を受け取ることができ、不時の出費を補完することができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

制度のしくみ

この事業は1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みとなっています。



※配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。(ただし、医療費支援制度、新・医療プラン 基本型、新・医療プランワイド、三大疾病保障制度、退職後継続制度、短期療養収入補償制度、長期療養収入補償制度、リビングリスク総合補償制度については、配当金はありません)

制度の主旨

組合員に万一(死亡・高度障害・障害年金1級)のことがあった場合、公的遺族年金や公的障害年金を補完する生活維持資金の支払を行います。



●公的遺族年金イメージ

本人年齢(歳)	家族構成	平均月額給与	必要生活費	公的遺族年金合計額	不 足 額
25	独身	約 289,636円	約 144,818円	約 35,729円	約 109,089円
31	配偶者	約 343,747円	約 171,874円	約 39,984円	約 131,890円
36	配偶者・子二人	約 387,909円	約 290,932円	約 145,619円	約 145,313円
41	配偶者・子二人	約 436,991円	約 327,743円	約 149,265円	約 178,478円
46	配偶者・子二人	約 471,377円	約 353,533円	約 152,277円	約 201,256円
53	配偶者	約 502,636円	約 376,977円	約 102,423円	約 274,554円
56	配偶者	約 502,636円	約 376,977円	約 103,504円	約 273,473円

※「総務省 令和4年度 地方公務員給与の実態」<都道府県>高等学校教育職、小・中学校教育職>学歴計の平均値>より当社試算
上記の金額はモデル例であり実際の金額は所得額や家族構成等により異なります。

申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人										障害年金 1級、2級 のとき	
		全て 一時金で 受け取った 場合 【①+②+ ③】 (年金原資)		死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき									
				一時金+年金で受け取った場合				月額給付					
		月額給付		ボーナス給付(年2回)				ボーナス 給付		年金受取 総額			
		一時金受取 額【死亡・高 度障害・障 害保険金】 ① (万円)	年金原資 【死亡・高 度障害・障 害保険金】 ② (万円)	年金 受取 期間 (初年度)	年金 月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額	年金原資 【死亡・高 度障害・障 害保険金】 ③ (万円)	年金 受取 期間 (初年度)	ボーナス 給付額 年金受取 総額	ボーナス 給付	年金受取 総額	【障害初期 給付金】	
Z1	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	5,984	500										
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	5,984	500										
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	5,984	500										
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	5,984	500										
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	5,984	500										
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	5,984	500										
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	5,984	500										
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	5,984	500										
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	5,984	500										
Y1	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	5,484	-										
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	5,484	-										
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	5,484	-										
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	5,484	-										
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	5,484	-										
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	5,484	-										
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	5,484	-										
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	5,484	-										
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	5,484	-										
S1	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	3,964	-										
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	3,964	-										
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	3,964	-										
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	3,964	-										

申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人										障害年金 1級、2級 のとき	
		全て 一時金で 受け取った 場合 【①+②+ ③】 (年金原資)		死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき									
				一時金+年金で受け取った場合				月額給付					
		月額給付		ボーナス給付(年2回)				ボーナス 給付		年金受取 総額			
		一時金受取 額【死亡・高 度障害・障 害保険金】 ① (万円)	年金原資 【死亡・高 度障害・障 害保険金】 ② (万円)	年金 受取 期間 (初年度)	年金 月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額	年金原資 【死亡・高 度障害・障 害保険金】 ③ (万円)	年金 受取 期間 (初年度)	ボーナス 給付額 年金受取 総額	ボーナス 給付	年金受取 総額	【障害初期 給付金】	
S1	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	3,964	-										
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	3,964	-										
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	3,964	-										
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	3,964	-										
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	3,964	-										
A1	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	3,447	-										
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	3,447	-										
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	3,447	-										
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	3,447	-										
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	3,447	-										
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	3,447	-										
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	3,447	-										
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	3,447	-										
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	3,447	-										
B1	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	2,932	-										
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	2,932	-										
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	2,932	-										
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	2,932	-										
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	2,932	-										
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	2,932	-										
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	2,932	-										
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	2,932	-										

あんしん

18

申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人										障害年金 1級、2級 のとき				
		全て 一時金で 受け取った 場合 【①+②+ ③】 (年金原資)		死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき						障害年金 1級、2級 のとき						
		一時金+年金で受け取った場合		月額給付				ボーナス給付(年2回)								
				一時金受取額【死亡・高 度障害・障 害保険金】 ① (万円)		年金原資 【死亡・高 度障害・障 害保険金】 ② (万円)		年金受取 期間(初年度) 年金 月額 総額		年金原資 【死亡・高 度障害・障 害保険金】 ③ (万円)		ボーナス 給付額 年金受取 期間(初年度)		ボーナス 給付 年金受取 総額		【障害初期 給付金】
B1	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	2,932	-	1,800	20	5.5	1,975	1,132	20	21.0	1,242	-				
C1	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	2,237	-	1,400	15	6.1	1,494	837	15	22.0	893	223.7				
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	2,237	-	1,400	15	6.1	1,494	837	15	22.0	893	223.7				
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	2,237	-	1,400	15	6.1	1,494	837	15	22.0	893	223.7				
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	2,237	-	1,400	15	6.1	1,494	837	15	22.0	893	223.7				
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	2,237	-	1,400	15	6.1	1,494	837	15	22.0	893	223.7				
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	2,237	-	1,400	15	6.1	1,494	837	15	22.0	893	223.7				
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	2,237	-	1,400	15	6.1	1,494	837	15	22.0	893	223.7				
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	2,237	-	1,400	15	6.1	1,494	837	15	22.0	893	-				
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	2,237	-	1,400	15	6.1	1,494	837	15	22.0	893	-				
	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	1,545	-	1,000	10	7.0	1,038	545	10	23.1	566	154.5				
D1	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	1,545	-	1,000	10	7.0	1,038	545	10	23.1	566	154.5				
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	1,545	-	1,000	10	7.0	1,038	545	10	23.1	566	154.5				
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	1,545	-	1,000	10	7.0	1,038	545	10	23.1	566	154.5				
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	1,545	-	1,000	10	7.0	1,038	545	10	23.1	566	154.5				
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	1,545	-	1,000	10	7.0	1,038	545	10	23.1	566	154.5				
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	1,545	-	1,000	10	7.0	1,038	545	10	23.1	566	154.5				
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	1,545	-	1,000	10	7.0	1,038	545	10	23.1	566	-				
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	1,545	-	1,000	10	7.0	1,038	545	10	23.1	566	-				
	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	1,545	-	1,000	10	7.0	1,038	545	10	23.1	566	154.5				
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	1,545	-	1,000	10	7.0	1,038	545	10	23.1	566	154.5				
E1	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	1,545	-	1,000	10	7.0	1,038	545	10	23.1	566	154.5				

申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人										障害年金 1級、2級 のとき				
		全て 一時金で 受け取った 場合 【①+②+ ③】 (年金原資)		死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき						障害年金 1級、2級 のとき						
		一時金+年金で受け取った場合		月額給付				ボーナス給付(年2回)								
				一時金受取額【死亡・高 度障害・障 害保険金】 ① (万円)		年金原資 【死亡・高 度障害・障 害保険金】 ② (万円)		年金受取 期間(初年度) 年金 月額 総額		年金原資 【死亡・高 度障害・障 害保険金】 ③ (万円)		ボーナス 給付額 年金受取 期間(初年度)		ボーナス 給付 年金受取 総額		【障害初期 給付金】
E1	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	863	-	600	5	9.1	606	263	5	24.1	265	86.3				
Z	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	863	-	600	5	9.1	606	263	5	24.1	265	86.3				
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	863	-	600	5	9.1	606	263	5	24.1	265	86.3				
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	863	-	600	5	9.1	606	263	5	24.1	265	86.3				
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	863	-	600	5	9.1	606	263	5	24.1	265	-				
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	863	-	600	5	9.1	606	263	5	24.1	265	-				
	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	4,620	500	4,120	25	9.7	4,664	-	-	-	-	462.0				
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	4,620	500	4,120	25	9.7	4,664	-	-	-	-	462.0				
Y	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	4,620	500	4,120	25	9.7	4,664	-	-	-	-	462.0				
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	4,620	500	4,120	25	9.7	4,664	-	-	-	-	462.0				
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	4,620	500	4,120	25	9.7	4,664	-	-	-	-	462.0				
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	4,620	500	4,120	25	9.7	4,664	-	-	-	-					

申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人										障害年金 1級、2級 のとき	
		全て 一時金で 受け取った 場合 【①+②+ ③】 (年金原資)		死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき									
				一時金+年金で受け取った場合				障害年金 1級、2級 のとき					
		月額給付		ボーナス給付(年2回)				【障害初期 給付金】					
Y	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	4,120	-	一時金受取額【死亡・高 度障害・障 害保険金】 ① (万円)	年金原資 【死亡・高 度障害・障 害保険金】 ② (万円)	年金受取 期間 (初年度)	年金 月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額	年金原資 【死亡・高 度障害・障 害保険金】 ③ (万円)	年金受取 期間 (初年度)	ボーナス 給付額 年金受取 総額	ボーナス 給付 年金受取 総額	【障害初期 給付金】 (万円)
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	4,120	-										
S	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	2,600	-										
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	2,600	-										
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	2,600	-										
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	2,600	-										
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	2,600	-										
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	2,600	-										
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	2,600	-										
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	2,600	-										
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	2,600	-										
	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	2,200	-										
A	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	2,200	-										
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	2,200	-										
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	2,200	-										
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	2,200	-										
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	2,200	-										
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	2,200	-										
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	2,200	-										
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	2,200	-										
	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	2,000	-										
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	2,000	-										
B	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	1,800	-										
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	1,800	-										

申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人										障害年金 1級、2級 のとき	
		全て 一時金で 受け取った 場合 【①+②+ ③】 (年金原資)		死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき									
				一時金+年金で受け取った場合				障害年金 1級、2級 のとき					
		月額給付		ボーナス給付(年2回)				【障害初期 給付金】					
B	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	1,800	-	一時金受取額【死亡・高 度障害・障 害保険金】 ① (万円)	年金原資 【死亡・高 度障害・障 害保険金】 ② (万円)	年金受取 期間 (初年度)	年金 月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額	年金原資 【死亡・高 度障害・障 害保険金】 ③ (万円)	年金受取 期間 (初年度)	ボーナス 給付額 年金受取 総額	ボーナス 給付 年金受取 総額	【障害初期 給付金】 (万円)
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	1,800	-										
C	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	1,800	-										
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	1,800	-										
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	1,800	-										
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	1,800	-										
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	1,800	-										
	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	1,400	-										
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	1,400	-										
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	1,400	-										
D	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	1,400	-										
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	1,400	-										
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	1,400	-										
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	1,400	-										
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	1,400	-										
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	1,400	-										
	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	1,000	-										
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	1,000	-										

		本人									
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき								障害年金 1級、2級 のとき	
		全て 一時金で 受け取った 場合 【①+②+ ③】 (年金原資)		一時金+年金で受け取った場合							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)					
D	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	1,000	-	一時金受取額【死亡・高度障害・障害保険金】 ① (万円)	年金原資 【死亡・高度障害・障害保険金】 ② (万円)	年金 受取 期間 (初年度)	年金 月額 総額	年金原資 【死亡・高度障害・障害保険金】 ③ (万円)	年金 受取 期間 (初年度)	ボーナス 給付額 年金受取 総額	【障害初期 給付金】 (万円)
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	1,000	-								100.0
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	1,000	-								-
E	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	600	-								60.0
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	600	-								60.0
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	600	-								60.0
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	600	-								60.0
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	600	-								60.0
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	600	-								60.0
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	600	-								60.0
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	600	-								-
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	600	-								-

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定期率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
- 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

障害特約についての注意事項



- 障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人のみ保障の対象となります。
- 障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。
(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- 障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。
- 障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- 高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- 障害初期給付金が支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

配偶者	
申込 金額(万円)	死亡・高度障害のとき
	【死亡・高度障害保険金】(年金原資) (万円)
1,000	1,000
800	800
600	600
400	400

こども	
申込 金額(万円)	死亡・高度障害のとき
	【死亡・高度障害保険金】 (万円)
400	400
200	200

保険金・給付金のお支払いに関するご注意



- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、子どもの場合は主契約の被保険者です。

- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。

- ・本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもについても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 P.72

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 P.73

掛金

●掛金 (単位:円)

- 記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

本人					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
Z1	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	4,543	3,388	7,975	5,902
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	5,790	5,190	10,198	9,121
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	7,546	5,975	13,335	10,526
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	10,641	8,239	18,887	14,576
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	15,954	11,380	28,381	20,210
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	23,993	14,984	42,770	26,648
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	36,282	19,881	64,758	35,418
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	33,464	17,941	59,711	31,940
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	49,449	24,085	88,314	42,934
Y1	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	4,073	3,043	7,975	5,902
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	5,185	4,650	10,198	9,121
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	6,751	5,350	13,335	10,526
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	9,511	7,369	18,887	14,576
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	14,249	10,170	28,381	20,210
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	21,418	13,384	42,770	26,648
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	32,377	17,751	64,758	35,418
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	29,864	16,021	59,711	31,940
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	44,119	21,500	88,314	42,934

本人					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
S1	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	2,644	1,994	7,975	5,902
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	3,346	3,008	10,198	9,121
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	4,334	3,450	13,335	10,526
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	6,076	4,724	18,887	14,576
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	9,066	6,492	28,381	20,210
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	13,590	8,520	42,770	26,648
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	20,506	11,276	64,758	35,418
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	18,920	10,184	59,711	31,940
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	27,916	13,642	88,314	42,934
A1	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	2,268	1,718	7,307	5,412
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	2,862	2,576	9,340	8,355
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	3,698	2,950	12,209	9,640
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	5,172	4,028	17,283	13,344
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	7,702	5,524	25,963	18,493
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	11,530	7,240	39,119	24,379
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	17,382	9,572	59,221	32,398
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	16,040	8,648	54,607	29,218
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	23,652	11,574	80,756	39,269
B1	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	1,892	1,442	6,652	4,931
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	2,378	2,144	8,498	7,603
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	3,062	2,450	11,101	8,769
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	4,268	3,332	15,709	12,132
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	6,338	4,556	23,587	16,806
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	9,470	5,960	35,530	22,150
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	14,258	7,868	53,777	29,429
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	13,160	7,112	49,589	26,542
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	19,388	9,506	73,327	35,666

本人					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
C1	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	1,516	1,166	4,971	3,698
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	1,894	1,712	6,335	5,674
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	2,426	1,950	8,261	6,536
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	3,364	2,636	11,667	9,022
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	4,974	3,588	17,493	12,479
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	7,410	4,680	26,323	16,430
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	11,134	6,164	39,815	21,811
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	10,280	5,576	36,718	19,677
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	15,124	7,438	54,270	26,423
	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	1,140	890	3,306	2,479
D1	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	1,410	1,280	4,195	3,764
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	1,790	1,450	5,448	4,326
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	2,460	1,940	7,666	5,944
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	3,610	2,620	11,460	8,195
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	5,350	3,400	17,209	10,767
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	8,010	4,460	25,995	14,272
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	7,400	4,040	23,978	12,882
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	10,860	5,370	35,407	17,275
	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	764	614	1,699	1,300
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	926	848	2,128	1,920
E1	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	1,154	950	2,732	2,191
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	1,556	1,244	3,803	2,972
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	2,246	1,652	5,633	4,058
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	3,290	2,120	8,408	5,299
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	4,886	2,756	12,648	6,991
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	4,520	2,504	11,675	6,320
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	6,596	3,302	17,190	8,440

本人					
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
Z	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	4,543	3,388	-	-
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	5,790	5,190	-	-
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	7,546	5,975	-	-
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	10,641	8,239	-	-
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	15,954	11,380	-	-
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	23,993	14,984	-	-
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	36,282	19,881	-	-
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	33,464	17,941	-	-
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	49,449	24,085	-	-
	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	4,073	3,043	-	-
Y	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	5,185	4,650	-	-
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	6,751	5,350	-	-
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	9,511	7,369	-	-
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	14,249	10,170	-	-
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	21,418	13,384	-	-
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	32,377	17,751	-	-
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	29,864	16,021	-	-
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	44,119	21,500	-	-
	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	2,644	1,994	-	-
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	3,346	3,008	-	-
S	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	4,334	3,450	-	-
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	6,076	4,724	-	-
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	9,066	6,492	-	-
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	13,590	8,520	-	-
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	20,506	11,276	-	-
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	18,920	10,184	-	-
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	27,916	13,642	-	-

本人

申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
A	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	2,268	1,718	-	-
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	2,862	2,576	-	-
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	3,698	2,950	-	-
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	5,172	4,028	-	-
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	7,702	5,524	-	-
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	11,530	7,240	-	-
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	17,382	9,572	-	-
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	16,040	8,648	-	-
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	23,652	11,574	-	-
	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	1,892	1,442	-	-
B	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	2,378	2,144	-	-
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	3,062	2,450	-	-
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	4,268	3,332	-	-
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	6,338	4,556	-	-
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	9,470	5,960	-	-
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	14,258	7,868	-	-
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	13,160	7,112	-	-
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	19,388	9,506	-	-
	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	1,516	1,166	-	-
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	1,894	1,712	-	-
C	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	2,426	1,950	-	-
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	3,364	2,636	-	-
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	4,974	3,588	-	-
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	7,410	4,680	-	-
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	11,134	6,164	-	-
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	10,280	5,576	-	-
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	15,124	7,438	-	-

本人

申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
D	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	1,140	890	-	-
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	1,410	1,280	-	-
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	1,790	1,450	-	-
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	2,460	1,940	-	-
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	3,610	2,620	-	-
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	5,350	3,400	-	-
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	8,010	4,460	-	-
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	7,400	4,040	-	-
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	10,860	5,370	-	-
	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	764	614	-	-
E	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	926	848	-	-
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	1,154	950	-	-
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	1,556	1,244	-	-
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	2,246	1,652	-	-
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	3,290	2,120	-	-
	61~64歳 (1960.4.2~1964.4.1)	4,886	2,756	-	-
	65歳 (1959.4.2~1960.4.1)	4,520	2,504	-	-
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	6,596	3,302	-	-
	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	764	614	-	-
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	926	848	-	-

•記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

•記載の掛金には、保険料に加えて右記の制度運営費が含まれています。本人：月払200円 半年払200円

•記載の年齢以外の方の掛金は、引受保険会社までお問い合わせください。

○71歳以降は保障内容・掛け金が以下に変更になります。

本 人 Z1・Y1・S1・A1・B1・C1・D1・E1コース

死亡・高度障害のとき(死亡・高度障害保険金)								
全て 一時金で 受け取った 場合 (年金原資) (万円)	年金で受け取った場合							
	月額給付				ボーナス給付			
	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (初年度) (約 万円)	月額給付 年金受取総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (初年度) (約 万円)	月額給付 年金受取総額 (約 万円)
400	300	3	7.9	300	100	3	15.8	100

(単位:円)

性別	本人掛け金									
	71歳		72歳		73歳		74歳		75歳	
	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
男性	4,385	8,654	4,832	9,557	5,345	10,593	5,942	11,799	6,647	13,223
女性	2,252	4,345	2,486	4,818	2,762	5,375	3,062	5,981	3,392	6,648

(単位:円)

性別	本人掛け金									
	76歳		77歳		78歳		79歳		80歳	
	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
男性	7,478	14,902	8,462	16,889	9,620	19,228	10,955	21,925	12,467	24,979
女性	3,764	7,399	4,196	8,272	4,718	9,326	5,348	10,599	6,107	12,132

(単位:円)

死亡・高度障害のとき(死亡・高度障害保険金)									
全て 一時金で 受け取った 場合 (年金原資) (万円)	年金で受け取った場合								
	月額給付								
	年金受取 期間 (年)	年金月額 (初年度) (約 万円)	月額給付 年金受取総額 (約 万円)						
400	3	10.5	400						

(単位:円)

性別	本人掛け金									
	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
	月払	月払	月払	月払						
男性	5,780	6,376	7,060	7,856	8,796	9,904	11,216	12,760	14,540	16,556
女性	2,936	3,248	3,616	4,016	4,456	4,952	5,528	6,224	7,064	8,076

退職者専用あんしん、71歳以降の配偶者の保障内容・掛け金についてはP35をご覧ください。

申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	配偶者	
		男性	女性
1,000	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	830	560
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	1,040	900
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	1,390	1,070
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	2,010	1,540
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	3,050	2,150
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	4,620	2,840
	61~65歳 (1959.4.2~1964.4.1)	7,200	3,840
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	10,660	5,170
	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	664	448
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	832	720
800	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	1,112	856
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	1,608	1,232
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	2,440	1,720
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	3,696	2,272
	61~65歳 (1959.4.2~1964.4.1)	5,760	3,072
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	8,528	4,136
	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	498	336
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	624	540
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	834	642
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	1,206	924
600	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	1,830	1,290
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	2,772	1,704
	61~65歳 (1959.4.2~1964.4.1)	4,320	2,304
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	6,396	3,102

あんしん

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)	
		男性	女性
400	18~35歳 (1989.4.2~2007.4.1)	332	224
	36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	416	360
	41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	556	428
	46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	804	616
	51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	1,220	860
	56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	1,848	1,136
	61~65歳 (1959.4.2~1964.4.1)	2,880	1,536
	66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	4,264	2,068

こども		
申込金額(万円)	月払掛金(円)	
400	280	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3~22歳(2002.4.2~2022.4.1)
200	140	

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の掛け金には、保険料に加えて右記の制度運営費が含まれています。本人：月払200円 半年払200円
- 記載の年齢以外の方の掛け金は、引受保険会社までお問い合わせください。

71歳以降の配偶者の保障内容・掛け金についてはP35をご覧ください。

退職者専用あんしん

- 退職後は下記の申込保険金額でのお申込みとなります。
- 在職中の保険金額の範囲内でお申込みください。
- 退職後の新規加入はできません。

あんしんは期間途中脱退ができませんのでご注意ください。
(責任開始期(加入日)は2024年10月1日からとなります。)

(単位:円)

加入対象区分	申込保険金額 死亡・高度障害・ 障害状態(障害年金1級、 2級)のとき (死亡・高度障害・ 障害保険金)	障害状態 (障害年金1級、 2級)のとき 障害初期給付金 (一時金)	月額掛金																							
			性別	18~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~64歳	65歳	66~70歳		71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳			
本人	1,000万円	100万円	男性	1,140	1,410	1,790	2,460	3,610	5,350	8,010	7,400	10,860		14,150	15,640	17,350	19,340	21,690	24,460	27,740	31,600	36,050	41,090			
			女性	890	1,280	1,450	1,940	2,620	3,400	4,460	4,040	5,370		7,040	7,820	8,740	9,740	10,840	12,080	13,520	15,260	17,360	19,890			
	800万円	80万円	男性	952	1,168	1,472	2,008	2,928	4,320	6,448	5,960	8,728		11,360	12,552	13,920	15,512	17,392	19,608	22,232	25,320	28,880	32,912			
			女性	752	1,064	1,200	1,592	2,136	2,760	3,608	3,272	4,336		5,672	6,296	7,032	7,832	8,712	9,704	10,856	12,248	13,928	15,952			
	600万円	60万円	男性	764	926	1,154	1,556	2,246	3,290	4,886	4,520	6,596		8,570	9,464	10,490	11,684	13,094	14,756	16,724	19,040	21,710	24,734			
			女性	614	848	950	1,244	1,652	2,120	2,756	2,504	3,302		4,304	4,772	5,324	5,924	6,584	7,328	8,192	9,236	10,496	12,014			
	400万円	40万円	男性	576	684	836	1,104	1,564	2,260	3,324	3,080	4,464		5,780	6,376	7,060	7,856	8,796	9,904	11,216	12,760	14,540	16,556			
			女性	476	632	700	896	1,168	1,480	1,904	1,736	2,268		2,936	3,248	3,616	4,016	4,456	4,952	5,528	6,224	7,064	8,076			

(単位:円)

区分	申込保険金額 死亡・高度障害のとき (死亡・高度障害保険金)	月額掛金																							
		性別	18~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~65歳	66~70歳		71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳				
配偶者	1,000万円	男性	830	1,040	1,390	2,010	3,050	4,620	7,200	10,660		13,950	15,440	17,150	19,140	21,490	24,260	27,540	31,400	35,850	40,890				
		女性	560	900	1,070	1,540	2,150	2,840	3,840	5,170		6,840	7,620	8,540	9,540	10,640	11,880	13,320	15,060	17,160	19,690				
	800万円	男性	664	832	1,112	1,608	2,440	3,696	5,760	8,528		11,160	12,352	13,720	15,312	17,192	19,408	22,032	25,120	28,680	32,712				
		女性	448	720	856	1,232	1,720	2,272	3,072	4,136		5,472	6,096	6,832	7,632	8,512	9,504	10,656	12,048	13,728	15,752				
	600万円	男性	498	624	834	1,206	1,830	2,772	4,320	6,396		8,370	9,264	10,290	11,484	12,894	14,556	16,524	18,840	21,510	24,534				
		女性	336	540	642	924	1,290	1,704	2,304	3,102		4,104	4,572	5,124	5,724	6,384	7,128	7,992	9,036	10,296	11,814				
	400万円	男性	332	416	556	804	1,220	1,848	2,880	4,264		5,580	6,176	6,860	7,656	8,596	9,704	11,016	12,560	14,340	16,356				
		女性	224	360	428	616	860	1,136	1,536	2,068		2,736	3,048	3,416	3,816	4,256	4,752	5,328	6,024	6,864	7,876				
こども	400万円	一律 280円(3歳~22歳)																							
こども	200万円	一律 140円(3歳~22歳)																							

退職者専用あんしん

- いずれか1種類を選んでください。
- 配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 本人について定められた死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかが支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳=2024年10月1日現在満39歳6ヵ月を超えて満40歳6ヵ月まで。
- 記載の掛金は概算掛金であって正規掛け金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛け金と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- 本人の掛け金には月額それぞれ一律200円の制度運営費が含まれております。
- 退職後の掛け金のお支払いは口座振替となります。

新設

医療費支援制度



意向確認
ご加入前の
ご確認

医療費支援制度は、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2024年10月1日(火)～2025年9月30日(火)

加入対象者 本人 配偶者 子ども

保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで1日以上の入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。

【基本保障：治療支援給付特約】

・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

支援給付金

保障内容		本人・配偶者・子ども	
		2.5万円	1.2万円
基本保障	病気・ケガで入院したとき (1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回) ＜治療支援給付特約＞ [入院支援給付金]	支援給付金額 2.5万円	支援給付金額 1.2万円
基本保障	「入院を伴わない」手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) ＜治療支援給付特約＞ [外来手術給付金]	手術1回につき 支援給付金額 2.5万円	手術1回につき 支援給付金額 1.2万円
基本保障	「入院を伴わない」放射線治療を受けたとき ＜治療支援給付特約＞ [外来放射線治療給付金]	放射線治療1回につき 支援給付金額 2.5万円	放射線治療1回につき 支援給付金額 1.2万円

●給付金の受取人は次の通りです。

各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.77 →

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.79 →

掛金

●月額掛金 (単位：円)

<基本保障：治療支援給付特約>

- 記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。
- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の支援給付金の基本保障の掛金には、保険料に加えて右記の制度運営費が含まれています。本人：50円 配偶者：50円

<支援給付金2.5万円・1.2万円>

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者			
	基本保障			
	男性	女性	男性	女性
18～20歳 (2004.4.2～2007.4.1)	295	168	240	141
21～25歳 (1999.4.2～2004.4.1)	258	150	338	188
26～30歳 (1994.4.2～1999.4.1)	265	153	458	246
31～35歳 (1989.4.2～1994.4.1)	283	162	513	272
36～40歳 (1984.4.2～1989.4.1)	343	190	503	267
41～45歳 (1979.4.2～1984.4.1)	415	225	490	261
46～50歳 (1974.4.2～1979.4.1)	535	283	535	283
51～55歳 (1969.4.2～1974.4.1)	688	356	600	314
56～60歳 (1964.4.2～1969.4.1)	933	474	703	363
61～65歳 (1959.4.2～1964.4.1)	1,250	626	870	444
66～69歳 (1955.4.2～1959.4.1)	1,448	721	1,093	550
70歳 (1954.4.2～1955.4.1)	1,550	770	1,208	606
71歳 (1953.4.2～1954.4.1)	1,610	799	1,268	634
72歳 (1952.4.2～1953.4.1)	1,675	830	1,328	663
73歳 (1951.4.2～1952.4.1)	1,745	864	1,385	691
74歳 (1950.4.2～1951.4.1)	1,825	902	1,450	722
75歳 (1949.4.2～1950.4.1)	1,908	942	1,513	752
76歳 (1948.4.2～1949.4.1)	1,985	979	1,578	783

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者			
	基本保障			
	男性		女性	
	2.5万円	1.2万円	2.5万円	1.2万円
77歳 (1947.4.2~1948.4.1)	2,085	1,027	1,653	819
78歳 (1946.4.2~1947.4.1)	2,170	1,068	1,723	853
79歳 (1945.4.2~1946.4.1)	2,275	1,118	1,805	892

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	子ども	
	基本保障	
	2.5万円	1.2万円
0~22歳 (2002.4.2以降に生まれた方)	305	146

就業不能サポート制度



意向確認
ご加入前の
ご確認

就業不能サポート制度は、病気やケガで就業不能状態になった場合に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入に当たっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2024年10月1日(火)～2025年9月30日(火)

加入対象者 本人

保障内容等(契約概要部分)

- 病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。
- 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の精神障害による就業不能状態もお支払いします。
- 初期支援給付特約で、就業不能開始後の初期の出費にも備えることができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

[基本保障：主契約・特定精神障害給付特約、オプション保障：初期支援給付特約]

	保障内容	20万円コース	10万円コース	5万円コース
基本保障	病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで 継続するごとに1回、最大18回) <主契約> [就業不能給付金]	基準給付金 月額 20万円	基準給付金 月額 10万円	基準給付金 月額 5万円
	所定の精神障害による就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで 継続するごとに1回、最大18回) <特定精神障害給付特約> [特定精神障害給付金]			
	第1回就業不能給付金または 第1回特定精神障害給付金が 支払われるとき <初期支援給付特約> [初期支援給付金]	10万円	5万円	2.5万円

(注)第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。

ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。

(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。)

就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

給付イメージ

【例】 基準給付金月額10万円で、4月1日から就業不能状態が継続し、12月1日に職場復帰した場合



給付金のお支払いに関するご注意



給付金のお支払いには、主に以下の支払要件や制限事項があります。

- 給付金のお支払いは、加入日以降に発生した就業不能状態に限ります。
- 給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度回数	通算
就業不能給付金	1つの継続した就業不能状態につき 18回	36回
特定精神障害給付金	1つの継続した就業不能状態につき 18回	18回

- 給付金の受取人は次の通りです。

給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.79

給付金のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.82

加入取扱いに関するご注意



- 就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。

- 特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。

掛金

●月額掛金 (単位:円)

<基本保障:主契約・特定精神障害給付特約、オプション保障:初期支援給付特約>

- 記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

男性						
基準給付金月額 (申込コース)	20万円 (20万円コース)		10万円 (10万円コース)		5万円 (5万円コース)	
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	オプション 保障	基本保障	オプション 保障	基本保障	オプション 保障
18~20歳 (2004.4.2~2007.4.1)	2,140	350	1,120	175	610	88
21~25歳 (1999.4.2~2004.4.1)	2,200	340	1,150	170	625	85
26~30歳 (1994.4.2~1999.4.1)	2,220	340	1,160	170	630	85
31~35歳 (1989.4.2~1994.4.1)	2,480	390	1,290	195	695	98
36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	2,680	400	1,390	200	745	100
41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	2,900	430	1,500	215	800	108
46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	3,480	510	1,790	255	945	128
51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	4,460	650	2,280	325	1,190	163
56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	6,340	970	3,220	485	1,660	243
61~65歳 (1959.4.2~1964.4.1)	9,100	1,610	4,600	805	2,350	403
66~69歳 (1955.4.2~1959.4.1)	11,180	2,190	5,640	1,095	2,870	548

女性					
基準給付金月額 (申込コース)	20万円 (20万円コース)		10万円 (10万円コース)		5万円 (5万円コース)
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	オプション 保障	基本保障	オプション 保障	基本保障
18~20歳 (2004.4.2~2007.4.1)	2,320	490	1,210	245	655
21~25歳 (1999.4.2~2004.4.1)	2,300	430	1,200	215	650
26~30歳 (1994.4.2~1999.4.1)	2,780	500	1,440	250	770
31~35歳 (1989.4.2~1994.4.1)	3,120	530	1,610	265	855
36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	3,200	520	1,650	260	875
41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	3,660	540	1,880	270	990
46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	4,260	620	2,180	310	1,140
51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	4,600	690	2,350	345	1,225
56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	5,640	830	2,870	415	1,485
61~65歳 (1959.4.2~1964.4.1)	7,480	1,230	3,790	615	1,945
66~69歳 (1955.4.2~1959.4.1)	7,880	1,390	3,990	695	2,045

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

・記載の基本保障の掛金には、保険料に加えて右記の制度運営費が含まれています。主契約 本人:100円

新・医療プラン 基本型



意向確認
ご加入前の
ご確認

新・医療プラン 基本型は、病気や不慮の事故による入院・手術等に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2024年10月1日(火)～2025年9月30日(火)

加入対象者 本人 配偶者

保障内容等(契約概要部分)

- 病気や不慮の事故で、継続して5日以上入院した場合、入院給付金を5日目からお支払します。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
- 所定の手術や集中治療室管理を受けられたときにも、それぞれ給付金をお支払いします。

【新・災害入院特約、疾病入院特約(2001)、入院給付金日額1,000円・2,000円・3,000円・4,000円】

保障内容	本人・配偶者			
	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円
災害で継続して5日以上入院のとき	日額1,000円 ×(入院日数-4日)	日額2,000円 ×(入院日数-4日)	日額3,000円 ×(入院日数-4日)	日額4,000円 ×(入院日数-4日)
[入院給付金] 『新・災害入院特約より』				
病気で継続して5日以上入院のとき	日額1,000円 ×(入院日数-4日)	日額2,000円 ×(入院日数-4日)	日額3,000円 ×(入院日数-4日)	日額4,000円 ×(入院日数-4日)
[入院給付金] 『疾病入院特約(2001)より』				
所定の集中治療室管理を受けられたとき	日額1,000円 ×集中治療室管理日数	日額2,000円 ×集中治療室管理日数	日額3,000円 ×集中治療室管理日数	日額4,000円 ×集中治療室管理日数
[集中治療給付金] 『疾病入院特約(2001)より』				
災害や病気で所定の手術を受けられたとき	手術の種類に応じて 1・2・4万円	手術の種類に応じて 2・4・8万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円	手術の種類に応じて 4・8・16万円
[手術給付金] 『疾病入院特約(2001)より』				
給付倍率40倍の 手術給付金の支払われる手術を受け、 手術の日から継続して30日以上入院したとき	1回の手術につき 1万円	1回の手術につき 2万円	1回の手術につき 3万円	1回の手術につき 4万円
[手術後療養給付金] 『疾病入院特約(2001)より』				
死亡・高度障害のとき	12.5万円	25万円	37.5万円	50万円
[死亡・高度障害保険金] 『無配当定期保険(Ⅱ型)より』				

● 疾病の発生(発病)には、疾病的症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

● 保険金・給付金の受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方

高度障害保険金および各給付金：被保険者

・本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、高度障害保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

そのほかにも保険金・給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.82

約款規定については、参照ページをご確認ください。P.92

掛金

●月額掛金 (単位:円)

<保険期間1年、集団扱月払>

<新・災害入院特約、疾病入院特約(2001)、入院給付金日額1,000円・2,000円・3,000円・4,000円>

- ・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者			
	男性	女性		
	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円
18~20歳 (2004.4.2~2007.4.1)	341	682	1,023	1,364
21~25歳 (1999.4.2~2004.4.1)	354	708	1,062	1,416
26~30歳 (1994.4.2~1999.4.1)	369	738	1,107	1,476
31~35歳 (1989.4.2~1994.4.1)	382	764	1,146	1,528
36~40歳 (1984.4.2~1989.4.1)	402	804	1,206	1,608
41~45歳 (1979.4.2~1984.4.1)	433	866	1,299	1,732
46~50歳 (1974.4.2~1979.4.1)	515	1,030	1,545	2,060
51~55歳 (1969.4.2~1974.4.1)	575	1,150	1,725	2,300
56~60歳 (1964.4.2~1969.4.1)	674	1,348	2,022	2,696
61~65歳 (1959.4.2~1964.4.1)	886	1,772	2,658	3,544
66~70歳 (1954.4.2~1959.4.1)	1,231	2,462	3,693	4,924
71歳 (1953.4.2~1954.4.1)	1,421	2,842	4,263	5,684
72歳 (1952.4.2~1953.4.1)	1,504	3,008	4,512	6,016
73歳 (1951.4.2~1952.4.1)	1,609	3,218	4,827	6,436
74歳 (1950.4.2~1951.4.1)	1,739	3,478	5,217	6,956
75歳 (1949.4.2~1950.4.1)	1,884	3,768	5,652	7,536

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者							
	男性				女性			
	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円
76歳 (1948.4.2~1949.4.1)	2,057	4,114	6,171	8,228	1,842	3,684	5,526	7,368
77歳 (1947.4.2~1948.4.1)	2,254	4,508	6,762	9,016	2,007	4,014	6,021	8,028
78歳 (1946.4.2~1947.4.1)	2,483	4,966	7,449	9,932	2,200	4,400	6,600	8,800
79歳 (1945.4.2~1946.4.1)	2,759	5,518	8,277	11,036	2,437	4,874	7,311	9,748

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

新・医療プラン 追加給付型



意向確認
ご加入前の
ご確認

新・医療プラン 追加給付型は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2024年10月1日(火)～2025年9月30日(火)

加入対象者 **本人** **配偶者** **こども**

保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

入院給付金日額	本 人	2,000円	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円
	配偶者	2,000円	3,000円	5,000円		
	こども	2,000円	3,000円	5,000円		

保障内容	お支払保険金額
病気やケガで、継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数
[入院給付金]	

●給付金の受取人は次の通りです。

入院給付金：主契約の被保険者

そのほかにも保険金・給付金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.76

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.77

掛金

●月額掛金 (単位：円)

- 記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者			本 人	
	2,000円	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円
18～20歳 (2004.4.2～2007.4.1)	492	738	1,230	1,968	2,460
21～25歳 (1999.4.2～2004.4.1)	614	921	1,535	2,456	3,070
26～30歳 (1994.4.2～1999.4.1)	696	1,044	1,740	2,784	3,480
31～35歳 (1989.4.2～1994.4.1)	722	1,083	1,805	2,888	3,610
36～40歳 (1984.4.2～1989.4.1)	732	1,098	1,830	2,928	3,660
41～45歳 (1979.4.2～1984.4.1)	814	1,221	2,035	3,256	4,070
46～50歳 (1974.4.2～1979.4.1)	952	1,428	2,380	3,808	4,760
51～55歳 (1969.4.2～1974.4.1)	1,214	1,821	3,035	4,856	6,070
56～60歳 (1964.4.2～1969.4.1)	1,576	2,364	3,940	6,304	7,880
61～65歳 (1959.4.2～1964.4.1)	2,160	3,240	5,400	8,640	10,800
66～69歳 (1955.4.2～1959.4.1)	3,048	4,572	7,620	12,192	15,240

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	こども		
	2,000円	3,000円	5,000円
0～22歳 (2002.4.2以降に生まれた方)	506	759	1,265

●記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

●脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。



意向確認
ご加入前の
ご確認

新・医療プランワイドは、所定の病気により入院したり手術を受けたとき等の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2024年10月1日(火)～2025年9月30日(火)

加入対象者 本人 配偶者 本人・配偶者の親(親介護のみ)

保障内容等(契約概要部分)

- 所定の病気により継続して5日以上入院した場合、入院保険金を1日目からお支払いします。
- 所定の病気により所定の手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態になった場合、介護保険金をお支払いします。

保障内容	本 人・配偶者	
	3,000円	4,000円
3・3Wコース	3・3Wコース	4・4Wコース
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を目的として継続して5日以上入院したとき [三大疾病、糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病入院保険金]	日額3,000円 ×(入院日数-4日)	日額4,000円 ×(入院日数-4日)
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき [三大疾病、糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病手術保険金]	手術の種類に応じて 3・6・12万円	手術の種類に応じて 4・8・16万円
所定の要介護状態になったとき [介護保険金]	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)

女性疾病セット、親介護をセットすることができます。

女性疾病セット	保障内容	3Wコース	4Wコース
	女性疾病の治療を目的として継続して5日以上入院したとき [女性疾病入院保険金]	日額3,000円 ×(入院日数-4日)	日額4,000円 ×(入院日数-4日)
	女性疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき [女性疾病手術保険金]	手術の種類に応じて 3・6・12万円	手術の種類に応じて 4・8・16万円
	女性が特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受けたとき [女性疾病手術保険金]	手術の種類に応じて 6・12万円	手術の種類に応じて 8・16万円
親介護	保障内容	Pコース	
	親が所定の要介護状態になったとき [親介護保険金]	親介護保険金額 100万円 (1回を限度)	

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.84

掛金

●月額掛金 (単位:円)

<入院保険金日額・手術基準日額 : 3,000円・4,000円、介護保険金額 : 全コース一律100万円>

・掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	女性疾病セットなし						女性疾病セットあり					
	男女共通						女性のみ					
	本 人・配偶者			本 人・配偶者			本 人・配偶者			本 人・配偶者		
	3,000円 3コース	4,000円 4コース		3,000円 3Wコース	4,000円 4Wコース		3,000円 3Wコース	4,000円 4Wコース		3,000円 3Wコース	4,000円 4Wコース	
18～20歳 (2004.4.2～2007.4.1)	200			280			360			490		
21～25歳 (1999.4.2～2004.4.1)	210			280			380			500		
26～30歳 (1994.4.2～1999.4.1)	230			310			460			610		
31～35歳 (1989.4.2～1994.4.1)	260			320			470			600		
36～40歳 (1984.4.2～1989.4.1)	270			330			500			640		
41～45歳 (1979.4.2～1984.4.1)	290			370			580			750		
46～50歳 (1974.4.2～1979.4.1)	330			420			690			900		
51～55歳 (1969.4.2～1974.4.1)	590			780			1,010			1,340		
56～60歳 (1964.4.2～1969.4.1)	980			1,230			1,460			1,860		
61～65歳 (1959.4.2～1964.4.1)	1,560			1,990			2,050			2,650		
66～70歳 (1954.4.2～1959.4.1)	2,390			2,960			2,890			3,620		
71～75歳 (1949.4.2～1954.4.1)	3,640			4,360			4,140			5,030		
76～79歳 (1945.4.2～1949.4.1)	6,750			7,940			7,260			8,620		
親介護 (単位:円) <親介護保険金額:100万円>												
親の年齢 【保険年齢】 (生年月日)	30～35歳 (1989.4.2 1995.4.1)	36～40歳 (1984.4.2 1989.4.1)	41～45歳 (1979.4.2 1984.4.1)	46～50歳 (1974.4.2 1979.4.1)	51～55歳 (1969.4.2 1974.4.1)	56～60歳 (1964.4.2 1969.4.1)	61～65歳 (1959.4.2 1964.4.1)	66～70歳 (1954.4.2 1959.4.1)	71～75歳 (1949.4.2 1954.4.1)	76～80歳 (1944.4.2 1949.4.1)		
100万円 Pコース	10	10	20	40	70	160	330	690	1,460	3,120		

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

・加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

・掛金は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

三大疾病保障制度



意向確認
**ご加入前の
ご確認**

三大疾病保障制度は、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2024年10月1日(火)～2025年9月30日(火)

加入対象者 本人 配偶者

保障內容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
 - 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
※特約の付加により保障内容が異なります。

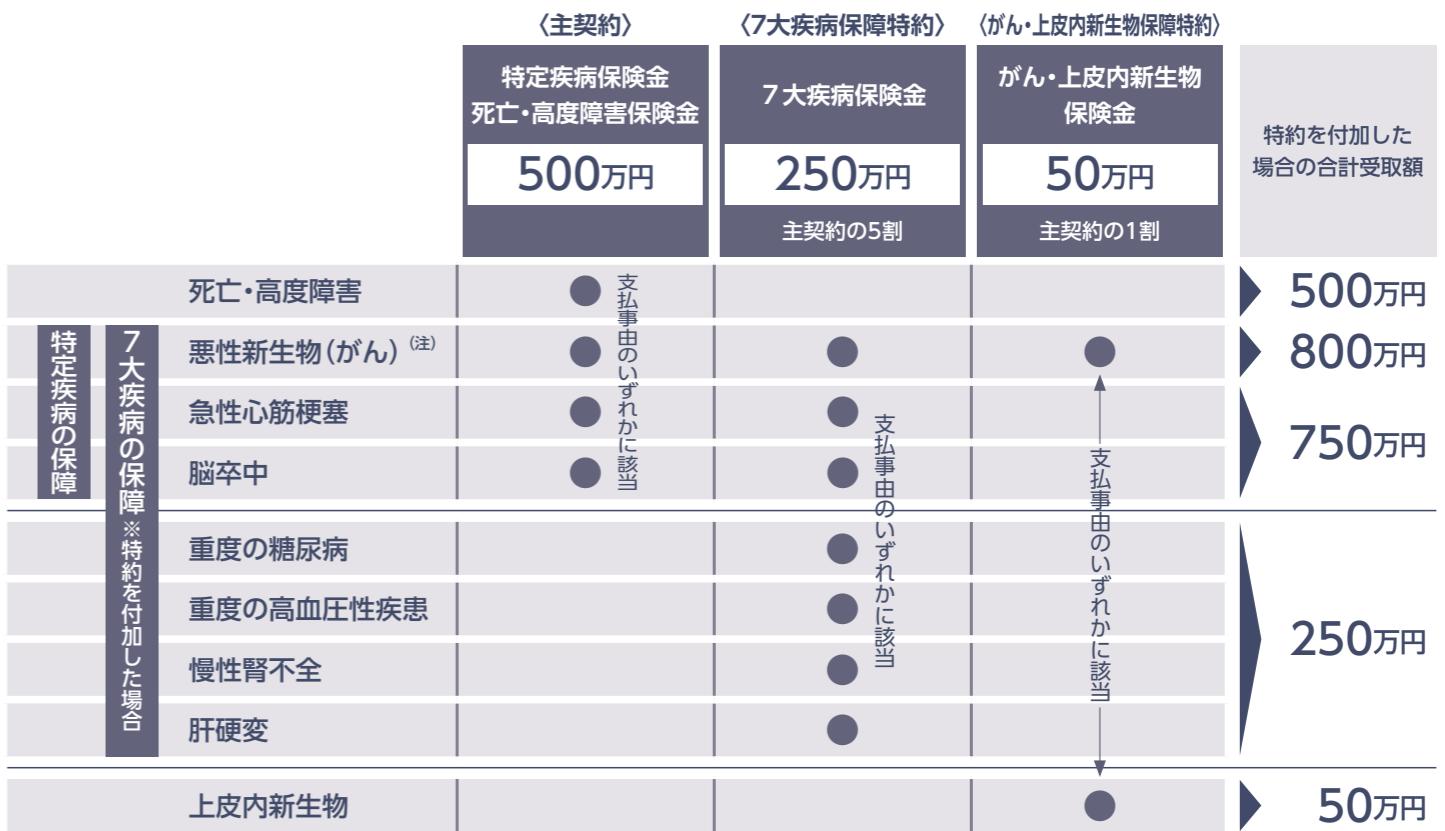
保障区分	保障内容	本人・配偶者		
		200万円	300万円	500万円
主契約	<ul style="list-style-type: none"> ●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき <p>[特定疾病保険金]（※1）</p>	200 万円	300 万円	500 万円
	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡・所定の高度障害状態のとき <p>[死亡・高度障害保険金]（※1）</p>			
7大疾病 保障特約	<ul style="list-style-type: none"> ●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき <p>[7大疾病保険金]（※2）</p>	100 万円	150 万円	250 万円
がん・上皮内 新生物 保障特約	<ul style="list-style-type: none"> ●所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき <p>[がん・上皮内新生物保険金]（※2）</p>	20 万円	30 万円	50 万円

(※1)特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

(※2)70才医療保険金は+契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は+契約保険金の1割となります。



保険金ごとの保障イメージ <お申込金額500万円の場合>



(注)特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。

がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

- 保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
上記以外の保険金：被保険者

- ・本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項



- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
 - 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
 - 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金のお支払いに関するご注意



被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病

特定疾病保険金	お支払事由	お支払対象とならない疾患例 ^{*1}
●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて ^{*2} 悪性新生物と診断確定 ^{*3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{*4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{*5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{*6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的とした所定の手術 ^{*7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
●脳卒中 (くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、脳卒中を発病 ^{*5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的とした所定の手術 ^{*7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、糖尿病を発病 ^{*5} し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法 ^{*8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{*5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{*9} であると医師によって診断されたとき	
●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{*10} を開始したとき	
●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{*11}	
がん・上皮内新生物保険金	加入日前を含めてはじめて ^{*12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{*3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金	死亡されたとき	
高度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{*5} により所定の高度障害状態になられたとき	

*13

- ※ 1 お支払対象とならない疾患には、前記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾患も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※ 2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※ 3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。
- ※ 4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に局限しているもの、または、乳房・膀胱・腎孟・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎孟・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※ 5 疾病の「発病」「発生」および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病的症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健診等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- ※ 6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※ 7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※ 8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限ります。
- ※ 9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※ 10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※ 11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることができます。
- ※ 12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※ 13 7大疾病保険金のお支払事由にかかる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することができます。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。 P.71 →

約款規定については、参照ページをご確認ください。 P.92 →

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 P.86 →

掛金

●月額掛金 (単位:円) <保険期間1年、集団扱い月払、主契約保険金額200万円・300万円・500万円>

- 記載の掛金は本パンフレット作成時点を算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性								
	本人・配偶者								
	200万円			300万円			500万円		
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	200万円	100万円	20万円	300万円	150万円	30万円	500万円	250万円	50万円
18~20歳 (2004.4.2~ 2007.4.1)	466	130	26	624	195	39	940	325	65
21~25歳 (1999.4.2~ 2004.4.1)	568	140	26	777	210	39	1,195	350	65
26~30歳 (1994.4.2~ 1999.4.1)	578	160	28	792	240	42	1,220	400	70
31~35歳 (1989.4.2~ 1994.4.1)	676	210	32	939	315	48	1,465	525	80
36~40歳 (1984.4.2~ 1989.4.1)	858	270	40	1,212	405	60	1,920	675	100
41~45歳 (1979.4.2~ 1984.4.1)	1,126	390	60	1,614	585	90	2,590	975	150
46~50歳 (1974.4.2~ 1979.4.1)	1,772	680	94	2,583	1,020	141	4,205	1,700	235
51~55歳 (1969.4.2~ 1974.4.1)	2,834	1,080	144	4,176	1,620	216	6,860	2,700	360
56~60歳 (1964.4.2~ 1969.4.1)	4,346	1,840	248	6,444	2,760	372	10,640	4,600	620
61~65歳 (1959.4.2~ 1964.4.1)	6,684	2,930	454	9,951	4,395	681	16,485	7,325	1,135
66~70歳 (1954.4.2~ 1959.4.1)	9,818	4,230	696	14,652	6,345	1,044	24,320	10,575	1,740
71歳 (1953.4.2~ 1954.4.1)	12,314	5,210	830	18,396	7,815	1,245	30,560	13,025	2,075

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性								
	本人・配偶者								
	200万円			300万円			500万円		
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	200万円	100万円	20万円	300万円	150万円	30万円	500万円	250万円	50万円
72歳 (1952.4.2~ 1953.4.1)	13,292	5,560	878	19,863	8,340	1,317	33,005	13,900	2,195
73歳 (1951.4.2~ 1952.4.1)	14,352	5,900	922	21,453	8,850	1,383	35,655	14,750	2,305
74歳 (1950.4.2~ 1951.4.1)	15,524	6,260	968	23,211	9,390	1,452	38,585	15,650	2,420
75歳 (1949.4.2~ 1950.4.1)	16,836	6,510	1,014	25,179	9,765	1,521	41,865	16,275	2,535
76歳 (1948.4.2~ 1949.4.1)	18,302	6,760	1,056	27,378	10,140	1,584	45,530	16,900	2,640
77歳 (1947.4.2~ 1948.4.1)	19,944	7,000	1,090	29,841	10,500	1,635	49,635	17,500	2,725
78歳 (1946.4.2~ 1947.4.1)	21,762	7,230	1,120	32,568	10,845	1,680	54,180	18,075	2,800
79歳 (1945.4.2~ 1946.4.1)	23,772	7,500	1,154	35,583	11,250	1,731	59,205	18,750	2,885

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	女性									
	本人・配偶者									
	200万円			300万円			500万円			
主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約
200万円	100万円	20万円	300万円	150万円	30万円	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円
18~20歳 (2004.4.2~ 2007.4.1)	416	130	30	549	195	45	815	325	75	
21~25歳 (1999.4.2~ 2004.4.1)	466	150	50	624	225	75	940	375	125	
26~30歳 (1994.4.2~ 1999.4.1)	548	200	64	747	300	96	1,145	500	160	
31~35歳 (1989.4.2~ 1994.4.1)	712	290	90	993	435	135	1,555	725	225	
36~40歳 (1984.4.2~ 1989.4.1)	970	440	122	1,380	660	183	2,200	1,100	305	
41~45歳 (1979.4.2~ 1984.4.1)	1,342	730	160	1,938	1,095	240	3,130	1,825	400	
46~50歳 (1974.4.2~ 1979.4.1)	1,650	950	200	2,400	1,425	300	3,900	2,375	500	
51~55歳 (1969.4.2~ 1974.4.1)	2,108	1,210	206	3,087	1,815	309	5,045	3,025	515	
56~60歳 (1964.4.2~ 1969.4.1)	2,560	1,610	238	3,765	2,415	357	6,175	4,025	595	
61~65歳 (1959.4.2~ 1964.4.1)	3,566	1,910	322	5,274	2,865	483	8,690	4,775	805	
66~70歳 (1954.4.2~ 1959.4.1)	4,658	2,550	362	6,912	3,825	543	11,420	6,375	905	
71歳 (1953.4.2~ 1954.4.1)	5,742	2,900	396	8,538	4,350	594	14,130	7,250	990	

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	女性									
	本人・配偶者									
	200万円			300万円			500万円			
主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約
200万円	100万円	20万円	300万円	150万円	30万円	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円
72歳 (1952.4.2~ 1953.4.1)	6,290	3,010	410	9,360	4,515	615	15,500	7,525	1,025	
73歳 (1951.4.2~ 1952.4.1)	6,894	3,130	424	10,266	4,695	636	17,010	7,825	1,060	
74歳 (1950.4.2~ 1951.4.1)	7,524	3,240	438	11,211	4,860	657	18,585	8,100	1,095	
75歳 (1949.4.2~ 1950.4.1)	8,182	3,420	454	12,198	5,130	681	20,230	8,550	1,135	
76歳 (1948.4.2~ 1949.4.1)	8,860	3,620	466	13,215	5,430	699	21,925	9,050	1,165	
77歳 (1947.4.2~ 1948.4.1)	9,584	3,830	482	14,301	5,745	723	23,735	9,575	1,205	
78歳 (1946.4.2~ 1947.4.1)	10,392	4,080	496	15,513	6,120	744	25,755	10,200	1,240	
79歳 (1945.4.2~ 1946.4.1)	11,306	4,330	512	16,884	6,495	768	28,040	10,825	1,280	

•記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

•64歳以下の方が、特約を新規付加することができます。

•記載の掛金には保険料に加えて主契約に下記の制度運営費が含まれています。

主契約 本人：150円 配偶者：150円

退職後継続制度



意向確認
ご加入前の
ご確認

退職後継続制度は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2024年10月1日(火)からご加入者が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで(注)

加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険年齢70歳までの保障が準備できます。(注)
- 保険期間中に途中で解約(脱退)した場合は、解約返戻金をお支払いする場合があります。

保障内容	本人・配偶者		
	800万円	500万円	300万円
死亡または所定の高度障害状態になったとき	800 万円	500 万円	300 万円
〔死亡・高度障害保険金〕			

(注)ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。

更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

●保険金受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方

高度障害保険金：被保険者

- ・本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.86 →

約款規定については、参照ページをご確認ください。P.92 →

掛金

●月額掛金 (単位：円) <保険期間70歳満了、集団扱月払、保険金額800万円・500万円・300万円>

- ・記載の掛金は本パンフレット作成時点での算出したものであり、適用される掛け金は記載の掛け金と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛け金は改定されることがあります。
(既加入の方の掛け金は、ご加入時の年齢および保険料率が適用されます。)

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性			女性		
	本 人・配偶者		本 人・配偶者	本 人・配偶者	本 人・配偶者	本 人・配偶者
	800万円	500万円	300万円	800万円	500万円	300万円
18歳(2006.4.2～2007.4.1)	2,966	1,880	1,156	1,942	1,240	772
19歳(2005.4.2～2006.4.1)	3,014	1,910	1,174	1,974	1,260	784
20歳(2004.4.2～2005.4.1)	3,070	1,945	1,195	1,998	1,275	793
21歳(2003.4.2～2004.4.1)	3,118	1,975	1,213	2,030	1,295	805
22歳(2002.4.2～2003.4.1)	3,174	2,010	1,234	2,062	1,315	817
23歳(2001.4.2～2002.4.1)	3,238	2,050	1,258	2,094	1,335	829
24歳(2000.4.2～2001.4.1)	3,302	2,090	1,282	2,126	1,355	841
25歳(1999.4.2～2000.4.1)	3,358	2,125	1,303	2,158	1,375	853
26歳(1998.4.2～1999.4.1)	3,422	2,165	1,327	2,198	1,400	868
27歳(1997.4.2～1998.4.1)	3,494	2,210	1,354	2,238	1,425	883
28歳(1996.4.2～1997.4.1)	3,574	2,260	1,384	2,278	1,450	898
29歳(1995.4.2～1996.4.1)	3,638	2,300	1,408	2,318	1,475	913
30歳(1994.4.2～1995.4.1)	3,726	2,355	1,441	2,366	1,505	931
31歳(1993.4.2～1994.4.1)	3,814	2,410	1,474	2,398	1,525	943
32歳(1992.4.2～1993.4.1)	3,894	2,460	1,504	2,446	1,555	961
33歳(1991.4.2～1992.4.1)	3,990	2,520	1,540	2,494	1,585	979
34歳(1990.4.2～1991.4.1)	4,086	2,580	1,576	2,550	1,620	1,000
35歳(1989.4.2～1990.4.1)	4,190	2,645	1,615	2,598	1,650	1,018
36歳(1988.4.2～1989.4.1)	4,302	2,715	1,657	2,646	1,680	1,036
37歳(1987.4.2～1988.4.1)	4,406	2,780	1,696	2,702	1,715	1,057
38歳(1986.4.2～1987.4.1)	4,534	2,860	1,744	2,758	1,750	1,078
39歳(1985.4.2～1986.4.1)	4,646	2,930	1,786	2,822	1,790	1,102
40歳(1984.4.2～1985.4.1)	4,782	3,015	1,837	2,870	1,820	1,120
41歳(1983.4.2～1984.4.1)	4,918	3,100	1,888	2,934	1,860	1,144
42歳(1982.4.2～1983.4.1)	5,054	3,185	1,939	3,006	1,905	1,171
43歳(1981.4.2～1982.4.1)	5,206	3,280	1,996	3,078	1,950	1,198
44歳(1980.4.2～1981.4.1)	5,366	3,380	2,056	3,142	1,990	1,222
45歳(1979.4.2～1980.4.1)	5,526	3,480	2,116	3,214	2,035	1,249
46歳(1978.4.2～1979.4.1)	5,710	3,595	2,185	3,294	2,085	1,279
47歳(1977.4.2～1978.4.1)	5,886	3,705	2,251	3,374	2,135	1,309
48歳(1976.4.2～1977.4.1)	6,078	3,825	2,323	3,454	2,185	1,339
49歳(1975.4.2～1976.4.1)	6,278	3,950	2,398	3,542	2,240	1,372

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性			女性		
	本 人・配偶者			本 人・配偶者		
	800万円	500万円	300万円	800万円	500万円	300万円
50歳(1974.4.2~1975.4.1)	6,486	4,080	2,476	3,614	2,285	1,399
51歳(1973.4.2~1974.4.1)	6,694	4,210	2,554	3,694	2,335	1,429
52歳(1972.4.2~1973.4.1)	6,902	4,340	2,632	3,774	2,385	1,459
53歳(1971.4.2~1972.4.1)	7,118	4,475	2,713	3,846	2,430	1,486
54歳(1970.4.2~1971.4.1)	7,350	4,620	2,800	3,926	2,480	1,516
55歳(1969.4.2~1970.4.1)	7,598	4,775	2,893	4,014	2,535	1,549
56歳(1968.4.2~1969.4.1)	7,854	4,935	2,989	4,094	2,585	1,579
57歳(1967.4.2~1968.4.1)	8,134	5,110	3,094	4,190	2,645	1,615
58歳(1966.4.2~1967.4.1)	8,422	5,290	3,202	4,294	2,710	1,654
59歳(1965.4.2~1966.4.1)	8,726	5,480	3,316	4,390	2,770	1,690
60歳(1964.4.2~1965.4.1)	9,030	5,670	3,430	4,486	2,830	1,726
61歳(1963.4.2~1964.4.1)	9,366	5,880	3,556	4,590	2,895	1,765
62歳(1962.4.2~1963.4.1)	9,710	6,095	3,685	4,702	2,965	1,807
63歳(1961.4.2~1962.4.1)	10,070	6,320	3,820	4,814	3,035	1,849
64歳(1960.4.2~1961.4.1)	10,438	6,550	3,958	4,934	3,110	1,894

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

・記載の掛金には、保険料に加えて右記の制度運営費が含まれています。本人：70円 配偶者：70円

リビングリスク総合補償制度



意向確認
ご加入前の
ご確認

リビングリスク総合補償制度は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2024年10月1日(火)～2025年9月30日(火)

加入対象者 **本人** **配偶者** **こども**

保障内容等(契約概要部分)・掛金

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。

・掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

(単位：円)

補償概要・補償項目		本人	配偶者	こども
傷害	傷害により、死亡した場合 〔死亡保険金〕	210万円	210万円	140万円
	傷害により、所定の後遺障害が生じた場合 〔程度により〕 〔後遺障害保険金〕	8.4～ 210万円	8.4～ 210万円	5.6～ 140万円
	傷害により、入院した場合 〔事故発生の日からその日を含めて 180日以内の入院について〕 〔入院保険金〕	日額 2,900円	日額 2,900円	日額 2,100円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 〔ただし、1事故につき手術1回が限度〕〔状況により〕 〔手術保険金〕	1.45または 2.9万円	1.45または 2.9万円	1.05または 2.1万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 〔事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度〕 〔通院保険金〕	日額 1,800円	日額 1,800円	日額 1,200円
	自宅の外において、偶然な事故により 携行品に損害が生じた場合 〔免責3,000円〕 〔携行品損害保険金〕	10万円	10万円	10万円
	他人にケガをさせたり、他の財物を壊してしまつ たり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして 法律上の賠償責任を負った場合 〔賠償責任保険金〕	10,000万円 (注)	—	—
	レンタル用品の損壊・盗取により、 法律上の賠償責任を負った場合 〔免責3,000円以上〕 〔レンタル用品賠償責任保険金〕	30万円 (注)	—	—
	死亡・入院により、サービスの予約をキャンセルし、 キャンセル費用を負担した場合 〔免責1,000円以上〕 〔キャンセル費用保険金〕	10万円	10万円	10万円
	被保険者の行方不明・遭難等により、 救援者費用等を負担した場合 〔救援者費用等保険金〕	150万円	150万円	150万円
月額掛金		1,220	1,120	800

(注) 賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含みます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)

- ・配偶者
- ・本人またはその配偶者の同居の親族
- ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。
また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.73

短期療養収入補償制度



意向確認
ご加入前の
ご確認

短期療養収入補償制度は、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業不能となつたときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2024年10月1日(火)～2025年9月30日(火)

加入対象者 **本人**

保障内容等(契約概要部分)・掛金

- 病気やケガにより免責期間を超えて就業不能となった場合、就業不能が継続する限り、補償対象期間を限度に、保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。
- 保険期間中に就業不能にならなかつた場合、無事故戻しとして保険料の20%を返れいします。

給付のしくみ

…もしも病気やケガで休職となつた場合



●月額掛金 (単位:円)

・掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	保険金月額 10万円 Sコース
17～19歳 (2004.10.2～2007.4.1)	7日	1年	610
20～24歳 (1999.10.2～2004.10.1)			880
25～29歳 (1994.10.2～1999.10.1)			1,000
30～34歳 (1989.10.2～1994.10.1)			1,230
35～39歳 (1984.10.2～1989.10.1)			1,530
40～44歳 (1979.10.2～1984.10.1)			1,910
45～49歳 (1974.10.2～1979.10.1)			2,290
50～54歳 (1969.10.2～1974.10.1)			2,650
55～59歳 (1964.10.2～1969.10.1)			2,830
60～64歳 (1959.10.2～1964.10.1)			2,980

・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

・掛金は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.87

長期療養収入補償制度



保険期間 2024年10月1日(火)～2025年9月30日(火)

加入対象者 **本人**

保障内容等(契約概要部分)・掛金

- 病気やケガにより免責期間を超えて就業障害となった場合、保険金をお支払いします。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。

給付のしくみ

…もしも病気やケガで長期休職となった場合

公的給付 → 休職前給与の一定割合

休職中の不安を
長期間サポート

本制度からの給付 → 免責期間 365日

月額最高**10万円**を給付いたします。

休職開始

最長65歳まで給付*

* 55～64歳の方は3年が限度です。

* 所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

意向確認
ご加入前の
ご確認

長期療養収入補償制度は、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業障害となつたときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

●月額掛金 (単位:円)

・掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男性	女性
			保険金月額 10万円 10コース	保険金月額 10万円 10コース
17～24歳 (1999.10.2～2007.4.1)	365日	65歳	931	633
25～29歳 (1994.10.2～1999.10.1)			971	815
30～34歳 (1989.10.2～1994.10.1)			1,056	1,107
35～39歳 (1984.10.2～1989.10.1)			1,301	1,626
40～44歳 (1979.10.2～1984.10.1)			1,973	2,631
45～49歳 (1974.10.2～1979.10.1)			2,903	3,825
50～54歳 (1969.10.2～1974.10.1)			4,183	5,125
55～59歳 (1964.10.2～1969.10.1)		3年	2,705	2,856
60～64歳 (1959.10.2～1964.10.1)			4,676	4,374

・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

・掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.88



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部の お取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。
本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。
契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	71
保険金・給付金をお支払いできない場合について	72
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	72
あんしん	72
リビングリスク総合補償制度	73
新・医療プラン 追加給付型	76
医療費支援制度	77
就業不能サポート制度	79
新・医療プラン 基本型	82
新・医療プランワイド	84
三大疾病保障制度	86
退職後継続制度	86
短期療養収入補償制度	87
長期療養収入補償制度	88
その他の	89

高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

あんしん・新・医療プラン 基本型・三大疾病保障制度・退職後継続制度

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

- 1.両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 - 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- *「常に介護を要するもの」とは食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

1. 眼の障害(視力障害)

- (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭くおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。



3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金・給付金をお支払いできない場合について

あんしん・リビングリスク総合補償制度・新・医療プラン 追加給付型・医療費支援制度・就業不能サポート制度・新・医療プラン 基本型・新・医療プランワイド・三大疾病保障制度・退職後継続制度・短期療養収入補償制度・長期療養収入補償制度

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注)生命保険商品のみ)
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
 - *告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなることがあります。(注)生命保険商品のみ)
- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
 - *重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(注)短期療養収入補償制度・長期療養収入補償制度を除く)、●その他上記と同等の事由があつたとき

「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

あんしん

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額
障害保険金	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害保険金額 (死亡保険金額と同額)
障害初期給付金	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級もしくは2級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害初期給付金額 (死亡保険金額の1割相当) ※更新前の保険期間を含めて1回を限度とします。

【障害保険金・障害初期給付金】(障害特約について)

※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。
※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することがあります。
※特約の締結時(特約が更新された場合は最後の更新時)における公的障害年金に関する法律等に連動した給付を行います。
※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金もしくは障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合(具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合)については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。
①初診日の前日ににおいて、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合
②初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、老齢年金の繰上げ受給後に障害認定日が来る場合
③社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣(通常5年まで)のために日本の年金制度への加入が免除となる場合

障害保険金・障害初期給付金の対象となる障害状態とは

障害年金1級(「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。)

- 1.両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
- 2.一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- 3.ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
- 4.自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

5. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 6. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 7. 両上肢のすべての指を欠くもの
 8. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 9. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 10. 両下肢を足関節以上で欠くもの
 11. 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 13. 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 14. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 障害初期給付金の対象となる障害状態とは**
- 障害年金2級(「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。)
- 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
 - 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
 - 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
 - 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
 - 平衡機能に著しい障害を有するもの
 - そしゃくの機能を欠くもの
 - 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
 - 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
 - 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
 - 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 1上肢のすべての指を欠くもの
 - 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 1下肢を足関節以上で欠くもの
 - 体幹の機能に歩くことのできない程度の障害を有するもの
 - 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しきれいことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受け保険会社にお問い合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の故意によるとき
障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者または高度障害保険金受取人等の故意によるとき
障害初期給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受け保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

リビングリスク総合補償制度

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
死亡保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 *既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額

後遺障害保険金	傷害により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100% *保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額
通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで
携行品損害保険金	被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷地外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合	損害物の時価額(☆)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他は1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度) (★)
賠償責任保険金 (○)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 	被害者に支払うべき損害賠償金の額 (1事故について賠償責任保険金額が限度) (★) *国内示談交渉サービス付(○)
レンタル用品賠償責任保険金 (○)	日本国内でレンタル業者より賃借(期間6ヶ月以内)したものが、損壊したり盗取されたことにより、レンタル業者に対して法律上の賠償責任を負った場合	支払うべき損害賠償金の額(損害物の時価額(☆)限度)から3,000円または損害賠償金の20%の額のうち高い方を差し引いた額 (保険期間を通じてレンタル用品賠償責任保険金額が限度) (★)
キャンセル費用保険金	被保険者やその配偶者または1親等以内の親族が死亡または入院したことにより、被保険者が予約していたサービスをキャンセルし、キャンセル費用を負担した場合 *入院開始もしくは死亡の日から31日以内に受ける予定であった旅行・興行・宿泊・パーティー等のサービスを指します。	キャンセル費用の額から1,000円またはキャンセル費用の20%の額のうち高い方を差し引いた額 (保険期間を通じてキャンセル費用保険金額が限度) (★)
救援者費用等保険金	被保険者が下記の事由に該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担する費用が発生した場合 <ul style="list-style-type: none"> ●航空機や船舶の行方不明、遭難 ●事故により緊急な捜索・救援活動が必要だと警察が確認した場合 ●自宅外でケガをして事故の日から180日以内に死亡したり14日以上継続入院した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●検索救助費用 ●現地への交通費(2名分限度) ●現地宿泊料(2名分かつ1人14日分限度) ●現地からの移送費 ●諸雑費(20万円まで。ただし国内の場合は3万円まで) (保険期間を通じて救援者費用等保険金額が限度) (★)
<p>●「急激かつ偶然な外來の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突然の外的アクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます(死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も含みます)。 ●「急激かつ偶然な外來の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。 ●外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。</p> <p>●保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限ります。</p> <p>●入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。</p> <p>●傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行なう治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法でいう医師を指します(鍼灸・マッサージ・指圧・整体・柔道整復師等の医業類似行為は医師の治療には該当しません)。</p> <p>●柔道整復師(接骨院、整骨院等)への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行ない、保険金をお支払いします。ただし、ご申告の傷病名を裏付ける明らかな事故があり、医学上妥当な通院回数であれば、医師への受診がなくても保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>●医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。</p> <p>●被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靭帯損傷等の傷害を被った特定の部位[*]を固定するために、医師の指示により、ギブス・ギブスシーネ・ギブスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定ができるもの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等は含まれません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。</p> <p>※1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギブス等を装着した場合に限ります。) 3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギブス等を装着した場合に限ります。)</p> <p>●既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。</p>		

ご注意いただきたいこと

- 所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- 死亡保険金受取人は原則として法定相続人です。特に死亡保険金受取人を指定する場合は団体窓口までお申し出ください。救援者費用等保険金の保険金受取人は被保険者または費用負担者となります。その他の保険金の保険金受取人は被保険者本人です。
- 死亡保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお支払いただきます。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
- (◎) 賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- (○) 日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。
- (★) 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。
- (☆) 事故日時点で同等品を再取得した場合の金額から使用期間に応じた消耗分を差し引いた金額(現在の価値)のことです。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しきりきりことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故	
●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき	
・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと(注)	
・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと	
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと	
・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと	など
死亡保険金 後遺障害保険金 入院保険金 手術保険金 通院保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害
携行品損害保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●置き忘れまたは紛失 ●有価証券、自転車・ハンググライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害 ●塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷 ●自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い ●自殺行為・闘争行為による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故
賠償責任保険金	●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●仕事上の事故 ●同居の親族に対する賠償責任 ●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故 ●他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故
レンタル用品賠償責任保険金	●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●職務の用に供されている間の損壊・盗取 ●自動車、不動産、通貨、有価証券、貴金属など ●レンタル用品を返還した後に発見された損壊または一部盗取 ●レンタル用品の置き忘れ、紛失 ●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動の用具 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故
キャンセル費用保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●予約日や提供日が明確でないサービス ●職務遂行に関係するサービス ●妊娠・出産・早産・流産による入院 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故

救援者費用等保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による事故 ●法令に定める酒気帯び運転や無免許運転による事故 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故
(など)	

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しきりきりことがあります。

新・医療プラン 追加給付型

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院につき、124日分、通算700日分がお支払限度です。

[入院について] 入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。
- 傷害または疾病的治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
注治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設
- 注・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

[転院または再入院された場合]

- 入院給付金のお支払いについて、転院または再入院をした場合、転院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

[2回以上入院された場合]

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

[入院中に保険期間が満了した場合]

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

[1回の入院開始の原因が複数である場合]

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
 - ①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発しているときもしくは併発したとき
 - ②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しきりきりことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存 ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ●地震・噴火・津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

医療費支援制度

■給付金のお支払いについて

- 各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限ります。

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上の入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。 (1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回) ※1入院について5回、通算して36回がお支払限度です。
外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(※)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき (※)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。

<給付金に関するご注意>

[入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金 共通事項]

- 加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。

[入院支援給付金について]

- 「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。
- 入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。
- 被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。
- 入院支援給付金が支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはしません。
- 傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。
- 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩(自然頭位分娩など)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

[外来手術給付金について]

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。
- 外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。
- 「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。
- 「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」の(1)に定められた悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。
- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

[外来放射線治療給付金について]

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。

- 外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院支援給付金 外来手術給付金 外来放射線治療給付金	<ul style="list-style-type: none"> 契約者の故意または重大な過失によるとき その被保険者の故意または重大な過失によるとき その被保険者の犯罪行為によるとき その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき 地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

●入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。

■別表1 入院

- 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
 - ①の場合と同等の日本国外にある医療施設

■別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物

- 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。

- (1)平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要Ⅰ CD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類一腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分類項目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、統発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D09
性状不詳または不明の新生物①	D37-D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50-D89

備考

- ①たとえば、真正赤血球増加症<多血症>(D45)、骨髄異形成症候群(D46)、慢性骨髄増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。
- ②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

ご注意いただきたいこと

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード	
/2…上皮内癌	上皮内
	非浸潤性
	非侵襲性
/3…悪性、原発部位	
/6…悪性、転移部位	悪性、転移部位
	悪性、続発部位
/9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳	

(2)平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、腫部、外陰部および肛門部の中等度異形成

(注)国際対がん連合(UICC)の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

■別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法
- 私立学校教職員共済法
- 船員保険法
- 高齢者の医療の確保に関する法律

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

就業不能サポート制度

■給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
就業不能給付金	<第1回> 被保険者が所定の就業不能状態に該当し、その所定の就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時までに、不支給期間(注1)を超えて継続したとき <第2回以降> 被保険者の保険期間満了時までに到来する第2回以降の各支払基準日において、直前の支払基準日から所定の就業不能状態が継続していたとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回
特定精神障害給付金	<第1回> 被保険者が特定就業不能状態に該当し、その特定就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時までに、不支給期間(注1)を超えて継続したとき <第2回以降> 被保険者の保険期間満了時までに到来する第2回以降の各特定支払基準日において、直前の特定支払基準日から特定就業不能状態が継続していたとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の特定支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回
初期支援給付金	傷害または発病した疾病により、保険期間満了時までに第1回就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態に該当したとき 特定精神障害により、保険期間満了時までに第1回特定精神障害給付金が支払われる特定就業不能状態に該当したとき	基準給付金月額の2分の1をお支払いします。

(注1)「不支給期間」とは

「不支給期間」とは、所定の就業不能状態が開始した日以降、その状態が継続した期間で、かつ、就業不能給付金の支払いの対象とならない期間をいい、その期間として日数をこの保険契約締結の際に引受保険会社の定める範囲内で保険契約者と引受保険会社が協議により定めます。

■就業不能給付金について

●「就業不能状態」とは、傷害または疾病により、病院(注2)もしくは診療所(注2)への治療を目的とした入院(注3)(注4)または医師の指示による自宅療養(注5)をしており、かつ、保険契約者と当社との協議にもとづいて締結される協定書に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。

●「所定の就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。

- ①その被保険者についての加入日(増額日)以後の就業不能状態であること
- ②その被保険者についての加入日(増額日)以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする就業不能状態であること
- ③その被保険者についての保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること

●「支払基準日」とは、以下と定義します。

- ①第1回支払基準日
第1回の就業不能給付金の支払事由に該当した日(第1回の就業不能給付金が支払われる場合に限ります。)
- ②第2回以降の支払基準日
第1回の支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

(注2)病院、診療所

「病院」および「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

- ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
- ②上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

(注3)入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(注4)治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査などのための入院は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

(注5)自宅療養

「自宅療養」とは、傷害または疾病により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。

【特定精神障害給付金について】

- 「特定精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。

対象となる特定精神障害の分類コード

分類項目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00-F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20-F29
気分[感情]障害	F30-F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40-F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50-F59(ただし、F52、F54およびF55を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60-F69
心理的発達の障害	F80-F89(ただし、F80、F81、F82およびF83を除く)
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90-F98(ただし、F93、F94およびF98を除く)

●「特定就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。

- ①その被保険者についてのこの特約の加入日(増額日)以後の就業不能状態であること
- ②その被保険者についてのこの特約の加入日(増額日)以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする就業不能状態であること
- ③その被保険者についてのこの特約の保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること

●「特定支払基準日」とは、以下と定義します。

- ①第1回特定支払基準日
第1回の特定精神障害給付金の支払事由に該当した日(第1回の特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。)
- ②第2回以降の特定支払基準日
第1回の特定支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回特定支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

【初期支援給付金について】

●初期支援給付金を以下の場合にお支払いします。

- ・この特約の被保険者が、その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに次のすべてを満たす所定の就業不能状態に該当したとき
 - ①その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後の所定の就業不能状態であること
 - ②その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする所定の就業不能状態であること
 - ③その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに開始した所定の就業不能状態であること
 - ④その被保険者について第1回の就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態であること
- ・この特約の被保険者が、その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに次のすべてを満たす特定就業不能状態に該当したとき
 - ①その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後の特定就業不能状態であること
 - ②その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする特定就業不能状態であること
 - ③その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに開始した特定就業不能状態であること
 - ④その被保険者について第1回の特定精神障害給付金が支払われる特定就業不能状態であること

●「給付金のお支払いに関するご注意」

- 被保険者が、就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態(以下「先発就業不能状態」といいます。)に該当し、その状態が終了した後、所定の就業不能状態(以下「後発就業不能状態」といいます。)に再び該当した場合で、次の①、②および③のいずれも満たすときには、先発就業不能状態および後発就業不能状態をあわせて1つの継続した所定の就業不能状態とみなします。なお、この場合、先発就業不能状態の終了日の翌日以降の支払基準日は、先発就業不能状態の第2回以降の支払基準日のうち後発就業不能状態に該当した日以降に到来する支払基準日とします(先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて後発就業不能状態に該当した日の前日までの期間については、就業不能給付金はお支払いできません。)
 - ①先発就業不能状態および後発就業不能状態のそれぞれに該当する直接の原因となった傷害または疾病が、同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたとき
 - ②先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて180日以内、かつ、この保険契約の保険期間満了時までに、後発就業不能状態に該当したとき
 - ③後発就業不能状態に該当した日からその日を含めて10日以上所定の就業不能状態が継続したとき
- ※なお、特定精神障害給付金については、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」、先発就業不能状態を「先発特定就業不能状態」、後発就業不能状態を「後発特定就業不能状態」、支払基準日を「特定支払基準日」、直接の原因となった傷害または疾病を「直接の原因となった特定精神障害」と読み替えます。

ご注意いただきたいこと

- 就業不能給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、就業不能給付金は重複してお支払いできません。
 - 特定精神障害給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、特定精神障害給付金は重複してお支払いできません。
 - 就業不能給付金の支払事由が生じた場合でも、その支払基準日の属する月と同月内に特定精神障害給付金の支払事由が生じているとき（特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。）には、就業不能給付金をお支払いできません。また、就業不能給付金の支払事由が生じたにもかかわらず就業不能給付金が支払われない場合、その支払事由の発生は、就業不能給付金の支払われる回数に算入しません。
 - 保険契約者と当社の協議に基づき、被保険者が所定の就業不能状態に該当後、その状態が継続している間に次の①から③の事由のうちいずれかが発生した場合、それらの事由の発生以後に継続している所定の就業不能状態は、この保険契約（または特約）が有効中の所定の就業不能状態とみなす場合があります。
 - ①この保険契約（または特約）の保険期間が満了し、保険契約（または特約）が更新されないとき
 - ②この保険契約（または特約）が解約されたとき
 - ③その被保険者が加入資格を欠き、この保険契約から脱退したとき
- ※なお、特定精神障害給付金については、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」と読み替えます。

■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金をお支払いできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

項目	お支払いできない主な場合
就業不能給付金	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④その被保険者の精神障害（注1） ⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧その被保険者の薬物依存（注2） ⑨その被保険者の妊娠、出産（注3） ⑩頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの（原因の如何を問いません。） ⑪地震、噴火または津波（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。） ⑫戦争その他の変乱（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。）
特定精神障害給付金 (注4)	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④地震、噴火または津波（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。） ⑤戦争その他の変乱（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。）
初期支援給付金	第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金をお支払いできない場合

（注1）精神障害

「精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。（＊1）

分類項目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00～F09（ただし、F00、F01、F02およびF03を除く）
精神作用物質使用による精神及び行動の障害（＊2）	F10～F19
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20～F29
気分【感情】障害	F30～F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40～F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50～F59（F54を除く）
成人の人格及び行動の障害	F60～F69
知的障害＜精神遅滞＞	F70～F79
心理的発達の障害	F80～F89
小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90～F98
詳細不明の精神障害	F99

（＊1）分類コードF00（アルツハイマー病の認知症）、F01（血管性認知症）、F02（他に分類されるその他の疾患（パーキンソン病等）の認知症）、F03（詳細不明の認知症）およびF54（他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因）に規定される内容は、免責事由に該当しません。

（＊2）薬物依存に該当するものを除きます。

（注2）薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

（注3）妊娠、出産

「妊娠、出産」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち分類コードO00からO99までに規定される内容によるものとします。

（注4）下表の分類コードに該当するものは、特定精神障害には含まれず、特定精神障害給付金の支払対象とはなりません。

分類項目	分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患（パーキンソン病等）の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03
他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因	F54
性機能不全、器質性障害又は疾病によらないもの	F52
依存を生じない物質の乱用	F55
会話及び言語の特異的発達障害	F80
学習能力の特異的発達障害	F81
運動機能の特異的発達障害	F82
混合性特異的発達障害	F83
小児＜児童＞期に特異的に発症する情緒障害	F93
小児＜児童＞期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害	F94
小児＜児童＞期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害	F98

■約款規定について

給付金のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

新・医療プラン 基本型

■保険金・給付金のお支払いについて

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。
- 入院給付金、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金のお支払いは、加入日以後に発生した不慮の事故または発病した疾病を原因とする場合に限ります。

<主契約からの給付>

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、加入日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

<特約(新・災害入院特約・疾病入院特約(2001))からの給付>

加入日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害により、その特約の保険期間中に被保険者がつぎの「お支払いする場合」に該当したときは、給付金をお支払いします。

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金 (新・災害入院特約より)	不慮の事故で継続して5日以上入院されたとき	入院給付金日額×（入院日数－4日）をお支払いします。 ※同一事故による入院は120日分、通算1,095日分がお支払限度です。
入院給付金 (疾病入院特約(2001)より)	病気で継続して5日以上入院されたとき	入院給付金日額×（入院日数－4日）をお支払いします。 ※1回の入院は120日分、通算1,095日分がお支払限度です。ただし、三大疾病の治療を目的とする入院はお支払限度の対象外です。
集中治療給付金 (疾病入院特約(2001)より)	病気または不慮の事故による傷害で所定の集中治療室管理を受けられたとき	集中治療室管理1日につき、入院給付金日額と同額をお支払いします。 ※お支払日数を通算して120日分がお支払限度です。
手術給付金 (疾病入院特約(2001)より)	病気または不慮の事故による傷害で所定の手術を受けられたとき	手術1回につき、入院給付金日額×（対象となる手術の種類に対する給付倍率）をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。
手術後療養給付金 (疾病入院特約(2001)より)	給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受けられ、手術の日から継続して30日以上入院されたとき	手術1回につき、手術を受けた日の入院給付金日額×10をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。

●次の3つの入院は、疾病入院特約(2001)による入院給付金のお支払対象となります。

- ①加入日以後に発生した、不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
- ②加入日以後に発生した、不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
- ③加入日以後に開始した、異常分娩のための入院
- 新・災害入院特約による入院給付金と疾病入院特約(2001)による入院給付金が重複する場合には、重複する期間については災害による入院給付金のみをお支払いします。
- 【入院について】【転入院または再入院された場合】【2回以上入院された場合】については、新・医療プラン 追加給付型の記載を参照ください。

ご注意いただきたいこと

【入院中に保険期間が満了した場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了(高度障害で保険期間が満了した場合を含む)し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。
- 「三大疾病」「所定の集中治療室管理」「所定の手術」については、「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。

＜ご注意＞

【三大疾病の治療を目的とした入院について】

- 三大疾病の治療を目的とした入院については、入院給付金のお支払制限(1入院120日、通算1,095日)はありません。対象となる三大疾病にはつぎのような事例があります。

悪性新生物・上皮内新生物 (がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
	2. 消化器の悪性新生物	12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
	3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
	4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
	5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物
	6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	16. 上皮内新生物
	7. 乳房の悪性新生物	17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髓異形成症候群、慢性骨髓増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症
	8. 女性生殖器の悪性新生物	18. ランゲルハンス細胞組織球症
	9. 男性生殖器の悪性新生物	
	10. 腎尿路の悪性新生物	
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
	20. 再発性心筋梗塞	
脳卒中	22. くも膜下出血	25. くも膜下出血の続発・後遺症
	23. 脳内出血	26. 脳内出血の続発・後遺症
	24. 脳梗塞	27. 脳梗塞の続発・後遺症

- 対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症・合併症・後遺症であると引受保険会社が認めたものはその対象に含みます。

- 「集中治療室管理」とは、所定の施設において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行うことを行います。(総合周産期特定集中治療室や新生児特定集中治療室における集中治療室管理は対象ではありません。)

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問い合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
新・災害入院特約、および疾病入院特約(2001)の給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●入院給付金、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金に関しては、被保険者の薬物依存または自殺行為によるとき(疾病入院特約(2001)の場合) ●契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の犯罪行為によるとき ●被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき ●被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) ●入院給付金、集中治療給付金に関しては、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないとき

新・医療プランワイド

○この医療保険契約には下記の特約がセットされています。

三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約、親介護特約

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
三大疾病入院保険金	三大疾病の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×(入院日数-4日)(日数制限なし)
糖尿病・高血圧入院保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×(入院日数-4日) *1回の入院に対し120日、通算700日が限度
腎臓病・肝臓病入院保険金	腎臓病・肝臓病の治療を目的として入院したとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍 *お支払回数に限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。
女性疾病入院保険金	女性疾患の治療を目的として入院したとき	
三大疾病手術保険金	三大疾病的治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
糖尿病・高血圧手術保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
腎臓病・肝臓病手術保険金	腎臓病・肝臓病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
女性疾病手術保険金	女性疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき 女性が特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受けたとき	
介護保険金	公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	介護保険金 *1回を限度とします。
親介護保険金	被保険者の親が公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または被保険者の親が保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	親介護保険金 *1回を限度とします。

●入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾患を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術等はお支払いの対象となりません。

●保険期間開始時より前に発病した疾患または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾患による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。

注したがって、保険期間開始時より前に発病した疾患または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。

●お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。

①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額

●被保険者が転院または再入院をした場合、転院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。

●被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

●被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘(ばってい)術)や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。

●同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。

●保険金受取人は被保険者本人になります。

●介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払保険料の全額を一時にお払込みいただきます。

●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

●三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)には、次のような事例があります。

悪性新生物・上皮内新生物 (がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物 17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髓異形成症候群、慢性骨髓増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症 18. ランゲルハンス細胞組織球症
----------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ご注意いただきたいこと

急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

※対象となる三大疾患を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。

- 糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。

糖尿病	1. 糖尿病
高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患

- 腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。

腎臓病	1. 糸球体疾患 2. 腎尿細管間質性疾患 3. 腎不全	4. 尿路結石症 5. 腎および尿管のその他の障害
肝臓病	6. ウィルス肝炎 7. 肝疾患	

- 女性疾病入院保険金および女性疾病手術保険金における女性疾患の範囲は次のとおりです。

悪性新生物	1. 乳房の悪性新生物 2. 女性生殖器の悪性新生物※上皮内がんは含みません
乳房および女性生殖器の疾患	3. 乳房の障害 4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患 5. 女性生殖器の非炎症性障害 6. 女性生殖器の先天奇形
妊娠、分娩および産褥の合併症	7. 流産に終わった妊娠 8. 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害 9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害 10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題 11. 分娩の合併症 12. 分娩(自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く) 13. 主として産褥に関連する合併症 14. その他の産科的病態、他に分類されないもの
乳房または女性生殖器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物	15. 乳房の良性新生物 16. 子宮平滑筋腫 17. 子宮のその他の良性新生物 18. 卵巣の良性新生物 19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 21. 乳房の性状不詳または不明の新生物

- 女性疾患手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。

瘢痕(はんこん)の原因となつた傷害または疾病	1. 瘢痕(はんこん)に対する植皮術 2. 瘢痕(はんこん)形成術(非観血手術を除く)
足指の後天性変形	3. 足指の後天性変形に対する形成術(非観血手術を除く)
乳房切除の原因となつた傷害または疾病	4. 乳房切除術(生検を除く)

- 介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。

- ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合
- ②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより介護が必要な状態	終日就床(介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。)しております、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)食事 (ロ)排せつ (ハ)入浴 (ニ)衣類の着脱
認知症により介護が必要な状態	認知症(正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病变または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。)であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)歩行 (ロ)食事 (ハ)排せつ (ニ)入浴 (ハ)衣類の着脱 ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること (イ)徘徊をする、または迷子になる。 (ロ)過食、拒食または異食をする。 (ハ)所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。 (ニ)乱暴行為または破壊行為をする。 (ハ)興奮し騒ぎ立てる。 (ロ)火の不始末をする。 (ト)物を盗む、またはむやみに物を集めること

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しきれいことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院保険金 手術保険金 (三大疾病入院保険金、 三大疾病手術保険金を 除く)	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存 ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱 ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。 など
介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 など
親介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の親の故意または重大な過失 ③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④被保険者の親が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 など ただし、②③④については、親介護保険金を支払わるのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限ります。

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しきれいことがあります。

三大疾病保障制度

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しきれいことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問い合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) ●過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。 ●告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

退職後継続制度

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、加入日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しきれいことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受け生命保険会社にお問い合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

●疾病の発生には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

短期療養収入補償制度

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業不能が、免責期間を超えて継続したとき

【補償対象期間について】

就業不能が続いた場合、免責期間終了後(8日目)から1年を限度として、保険金が支払われます。また、一度就業不能が終了した後、6ヶ月以内に同一の原因により再度就業不能となったとき、後の就業不能は前の就業不能と同一とみなします。

【就業不能の定義について】

就業不能とは、被保険者が身体障害を被り、次のいずれかに該当する事由により業務に全く従事できない状態をいいます。

- (イ)その身体障害の治療のため、入院していること
- (ロ)以外で、その身体障害につき医師の治療を受けていること

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業不能である期間1ヶ月について、保険金月額をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業不能開始日の属する月の直前12ヶ月の平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額のお支払いとなります。

また、補償対象期間中の就業不能である期間に1ヶ月未満の端日数が生じた場合は、1ヶ月=30日とした日割計算でお支払いします。

*初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業不能の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業不能になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

- ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が就業不能になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

*他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することができますのでご注意ください。

【無事故戻しについて】

保険期間中に保険金を支払うべき就業不能が発生しなかった場合は、無事故戻し返り金としてお支払いただいた保険料の20%を保険契約者にお返しします。

ただし、無事故戻し返り金をお返しした後に、その保険期間中に開始した就業不能に対し、保険金をお支払いする場合は、お支払いする保険金と無事故戻し返り金を精算させていただきます。

【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業不能が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業不能はお支払いの対象となりません。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業不能につきましては保険金をお支払いいたします。
- 注したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業不能は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業不能が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき

- ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと

- ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

●次のいずれかに該当する就業不能については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失により被った身体障害による就業不能 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業不能 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業不能 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業不能 ●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業不能 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業不能 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業不能 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ●脱退後に開始した就業不能

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しきれいことがあります。

長期療養収入補償制度

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき

【補償対象期間について】

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満54歳以下の方	免責期間終了後(366日目)	満65歳に達した日*
満55歳以上の方		3年を限度*

※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24ヶ月が限度です。

●一度就業障害が終了した後、6ヶ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

【就業障害の定義について】

就業障害とは、下記の状態をいいます。

1. 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
 - (イ)その身体障害の治療のため、入院していること
 - (ロ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
 - (ハ)ロ以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
2. 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業障害である期間1ヶ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12ヶ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。

また、補償対象期間中の就業障害である期間に1ヶ月未満の端日数が生じた場合は、1ヶ月=30日とした日割計算でお支払いします。

なお、所得喪失率は、

$$1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}} \text{ で算出されます。}$$

病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

*初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

- ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

*他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することができますのでご注意ください。

ご注意いただきたいこと

【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
- （注）したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできません。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき

- ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
- ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

- 次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害 ●戦争、暴動（テロ行為を除く）などによって被った身体障害による就業障害 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害 ●頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛等で医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないものによる就業障害 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害（一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。） ●脱退後に開始した就業障害 <p style="text-align: right;">など</p>

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできることあります。

精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害（アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。）を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害
F00～F09、F20～F99
例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害（躁うつ病）、強迫性障害（強迫神経症）、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など

その他

補償の重複について

リビングリスク総合補償制度・短期療養収入補償制度・長期療養収入補償制度

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約（他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されます（注）が、一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。（注）
(注)1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目		補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任補償特約 携行品損害補償特約	各種賠償責任補償特約 携行品損害補償特約
	所得補償保険	所得補償保険
	団体長期障害所得補償保険	団体長期障害所得補償保険

リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

三大疾病保障制度・退職後継続制度

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

医療費支援制度・就業不能サポート制度

●給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情（注）があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。
（注）「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

- 指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の直系血族
 3. 被保険者の兄弟姉妹
 4. 被保険者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方
- お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
- 給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあつたことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することができます。
- 指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあつた場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知ることができます。
- *給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
- *給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

新・医療プラン 基本型・三大疾病保障制度・退職後継続制度

●代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情（注）がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。

（注）「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

- 指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の直系血族
 3. 被保険者の兄弟姉妹
 4. 被保険者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限りま
- 上記1～4以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など）で、被保険者と同居している方
- 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方（法人および法人の代表者を除く）
- *保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
- *保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

- 死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。
- お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
- 保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあつた場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあつたことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することができます。
- 指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあつた場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知ることができます。

ご注意いただきたいこと

- 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

リビングリスク総合補償制度・新・医療プランワイド・短期療養収入補償制度・長期療養収入補償制度

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります)。
- ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります)または上記②以外の3親等内の親族

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

あんしん・新・医療プラン 追加給付型・医療費支援制度・就業不能サポート制度・新・医療プラン 基本型・三大疾病保障制度・退職後継続制度

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

リビングリスク総合補償制度・新・医療プランワイド・短期療養収入補償制度・長期療養収入補償制度

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日(往)からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。
正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできることがあります。

(注)下線部分について

- 【リビングリスク総合補償制度】の場合は「事故が発生したときは、事故の発生の日」
 - 【長期療養収入補償制度】の場合は「就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日」
 - 【短期療養収入補償制度】の場合は「就業不能が開始したときは、就業不能の開始の日」
- となります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剩余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について

新・医療プランワイド・短期療養収入補償制度・長期療養収入補償制度

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されると保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出してください義務(告知義務)があります。
- ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時*からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時*から1年を経過していても、保険期間開始時*からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払いいただいた保険料をお返しできません)。
- 継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。
- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をすることを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらかじめ告知していただきます。
- 新たにご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00)までご連絡ください。

約款規定について

新・医療プラン 基本型・三大疾病保障制度・退職後継続制度

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

リビングリスク総合補償制度・新・医療プランワイド・短期療養収入補償制度・長期療養収入補償制度

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。

保険契約の解除について

リビングリスク総合補償制度・新・医療プランワイド・短期療養収入補償制度・長期療養収入補償制度

【重大事由による解除について】

保険金を取得する目的で事故や就業障害、就業不能、保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

あんしん・新・医療プラン 追加給付型・医療費支援制度・就業不能サポート制度・新・医療プラン 基本型・三大疾病保障制度・退職後継続制度

【ご照会・ご相談窓口】

- 制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス「<https://www.seiho.or.jp/>」)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

リビングリスク総合補償制度・新・医療プランワイド・短期療養収入補償制度・長期療養収入補償制度

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客様相談室

0120-255-400(フリーダイヤル(無料))

受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808(ナビダイヤル(有料))

※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

受付時間：午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

保護機構について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

ご注意いただきたいこと

【リビングリスク総合補償制度】

●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返り金等は、原則として80%まで補償されます。

【新・医療プランワイド・短期療養収入補償制度・長期療養収入補償制度】

●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返り金等は原則として90%まで補償されます。

「医療保障保険契約内容登録制度」について ～あなたの契約内容が登録されます～

新・医療プラン 追加給付型・医療費支援制度

明治安田生命保険相互会社(以下、「明治安田生命」といいます。)は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型・個人型)契約(以下「医療保障保険契約」といいます。)のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、明治安田生命の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、明治安田生命は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

明治安田生命の医療保障保険契約に関する登録事項については、明治安田生命が管理責任を負います。契約者または被保険者は、明治安田生命の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、明治安田生命の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることがあります。上記各手続きの詳細については、明治安田生命コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。

【登録事項】 (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類(無配当団体医療保険、医療保障保険(団体型・個人型))

(3)治療給付率 (4)入院給付金額または基準給付金額

(5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型)の場合、契約者名

(6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、契約者の住所(市・区・郡までとします。) (7)契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することができます。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

取扱代理店

リビングリスク総合補償制度・新・医療プランワイド・短期療養収入補償制度・長期療養収入補償制度

佐賀県学校生活協同組合

電話番号：0952-31-7151

明治安田生命保険相互会社

電話番号：092-452-8080

佐賀県学校生活協同組合 御中
(FAX番号0120-31-7174(フリーダイヤル))

学校生協「あんしん」FAX連絡票

【個人情報のお取扱いについて】

本FAX連絡票に記載の個人情報は、保険制度運営等のために、佐賀県学校生活協同組合および生命保険会社の事務幹事会社の間で相互提供致します。

【個人情報の利用目的】

本FAX連絡票に記載の個人情報については、佐賀県学校生活協同組合および同組合が保険契約を締結する生命保険会社が以下の目的で使用いたします。

生命保険会社の事務幹事会社(明治安田生命保険相互会社)の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

佐賀県学校生活協同組合

・本保険の加入案内

生命保険会社

・各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い

・子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理

・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

・その他保険に関連・付随する業務

上記の【個人情報のお取扱いについて】に同意いたします。

(申出者)	学校名	氏名
-------	-----	----

〈内容〉

説明希望	あり・なし	
現在加入	あり・なし	
問い合わせ内容	請求	入院・手術・死亡・その他()
	加入内容の照会	あんしん・医療費支援制度・就業不能サポート制度・新・医療プラン(基本型・追加給付型・ワイド)・退職後継続制度・三大疾病保障制度・リビングリスク総合補償制度・短期療養収入補償制度・長期療養収入補償制度
その他内容	(詳細)	
学校名	電話番号	()
連絡先がご自宅の場合は記入ください。	(住所) 〒 電話番号 ()	

☆現在の加入内容・請求等のお電話での問い合わせは、下記までお願いします。

佐賀県学校生活協同組合
連絡先電話番号 TEL.0952-31-7151

丸印で囲んでください。

ご注意いただきたいこと

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用注し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き継ぎ契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社 : <https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社 : <https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

-死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください-

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

[医療費支援制度・退職後継続制度]

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

お問い合わせ先

●制度内容に関するお問い合わせ

佐賀県学校生活協同組合

0952-31-7151

〒849-0916 佐賀県佐賀市高木瀬町大字東高木227-1 教育会館1階

●その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 九州・沖縄公法人部法人営業部

092-452-8080

〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前2-20-1 大博多ビル4階